



茨城県

令和 8 年度

茨 城 県 水 防 計 画

茨 城 県

【茨城県水防計画の構成】

○水防活動の基礎となる事項（１頁～７５頁）

- ・ 水防組織、県及び水防管理団体の活動内容に関する事項
- ・ 通信連絡に関する事項
- ・ 洪水予報に関する事項

○情報の連絡系統及び重要水防箇所（７７頁～３１６頁）

- ・ 水防に関する情報の連絡系統
- ・ 県内の一級河川、二級河川の重要水防箇所

○水防に関連する資料（３１７頁～３９１頁）

- ・ 関係法令
- ・ その他水防に関する資料

令和8年度 茨城県水防計画

目 次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防の責任等	3
第4節 津波における留意事項	6
第5節 安全配慮	6
第2章 水防組織	7
第1節 県の水防組織	7
第2節 水防管理団体の水防組織	9
第3節 大規模氾濫減災対策協議会	10
第3章 重要水防箇所	11
第4章 予報及び警報	12
第1節 気象台が発表又は伝達する注意報及び警報	12
第2節 洪水予報河川における洪水予報	21
第3節 水位周知河川における水位到達情報	25
第4節 水防警報	30
第5章 水位の観測、通報及び公表	40
第1節 水位の観測、通報及び公表	40
第2節 雨量の観測及び通報	40
第6章 気象予報等の情報収集	41
第7章 ダム、水門等の操作	43
第1節 ダム・水門等	43
第2節 操作の連絡	43
第3節 連絡系統	43

第 8 章 通信連絡	44
第 1 節 通信連絡系統	44
第 2 節 災害時優先の取扱い	44
第 3 節 その他の通信施設の使用	44
第 4 節 通信連絡施設等の整備強化	44
第 9 章 水防施設及び輸送	45
第 1 節 器具、資材及び設備の整備	45
第 2 節 輸送の確保	46
第 10 章 水防活動	47
第 1 節 県及び水防管理団体の水防活動	47
第 2 節 巡視及び警戒	52
第 3 節 水防作業	52
第 4 節 緊急通行	53
第 5 節 警戒区域の指定	53
第 6 節 避難のための立退き	53
第 7 節 氾濫・決壊・漏水等の通報及びその後の措置	53
第 8 節 水防配備の解除	58
第 11 章 水防信号、水防標識等	59
第 1 節 水防信号	59
第 2 節 水防標識	60
第 3 節 身分証票	61
第 12 章 協力及び応援	62
第 1 節 河川管理者（関東地方整備局長）の協力及び援助	62
第 2 節 河川管理者（茨城県知事）の協力及び援助	62
第 3 節 隣接県との協力及び相互協定	62
第 4 節 水防管理団体相互の応援及び相互協定	64
第 5 節 警察官の援助要求	64
第 6 節 自衛隊の派遣用紙絵	64
第 13 章 費用負担と公用負担	66
第 1 節 費用負担	66
第 2 節 公用負担	66

第 14 章	水防報告	68
第 1 節	緊急報告	68
第 2 節	水防記録	68
第 3 節	水防報告	68
第 15 章	水防訓練	70
第 16 章	浸水想定区域等における円滑迅速な避難の確保 及び浸水の防止のための措置	71
第 1 節	洪水浸水想定区域の指定状況	71
第 2 節	洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水の防止のための措置	71
第 3 節	洪水・内水・高潮ハザードマップ	71
第 4 節	予想される水災の危険の周知等	72
第 5 節	地下街等の利用者の避難の確保 及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等	72
第 6 節	要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する 計画の作成等	72
第 7 節	大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等	72
第 8 節	津波災害警戒区域の指定	72
第 9 節	市町村地域防災計画の拡充	73
第 10 節	津波ハザードマップの作成・周知	73
第 11 節	避難促進施設に係る避難確保計画	73
第 17 章	水防協力団体	74
第 1 節	水防協力団体の指定、監督、情報の提供	74
第 2 節	水防協力団体の業務	74
第 3 節	水防協力団体と水防団等の連携	74
第 4 節	水防協力団体の申請・指定及び運用	74
第 18 章	水防管理団体の水防計画	75
第 1 節	水防管理団体の水防計画	75
第 2 節	水防計画の公表	75
第 3 節	水防協議会の設置	75
第 4 節	水防管理団体の水防計画作成要領	75
	水防時に必要な連絡系統図表等	77
	資料	317

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、茨城県下における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

(2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

(3) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

(4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

(5) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

(6) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

(7) 量水標管理者

量水標、驗潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

(8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

(9) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

(10) 高潮予報海岸

国土交通大臣が、高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸。国土交通大臣は、高潮予報海岸について、気象庁長官及び当該海岸の存する都道府県の知事と共同して、高潮のおそれの状況を水位を示して高潮の予報等を行う（法第11条の3、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14

条の2第2項)。

(11) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(12) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

(13) 水位周知下水道

都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の2）。

(14) 水位周知海岸

都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の3）。

(15) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

(16) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(17) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(18) 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(19) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(20) 氾濫発生水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位（堤防天端高（又は背後地盤高））をいう。

市町村長の緊急安全確保措置の発令判断の目安となる水位である。これまでの「氾濫する可能性のある水位」の名称を変更したものである。

(21) 内水氾濫危険水位

法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

(22) 洪水特別警戒水位

法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険 水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(23) 雨水出水特別警戒水位

法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(24) 高潮特別警戒水位

法第 13 条の 3 に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(25) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(26) 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

(27) 内水浸水想定区域

内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第 14 条の 2 に規定される雨水出水浸水想定区域）。

(28) 高潮浸水想定区域

高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条の 3）。

(29) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第 15 条の 6）。

第 3 節 水防の責任等

水防に関する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第 3 条の 6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

①指定水防管理団体の指定（法第 4 条）

②水防計画の作成及び要旨の公表（法第 7 条第 1 項及び第 7 項）

③水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2、下水道法第 23 条の 2）

- ④茨城県水防協議会の設置（法第8条第1項）
 - ⑤気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
 - ⑥洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第4項）
 - ⑦高潮予報の発表及び通知（法第11条の3第1項、気象業務法第14条の2第2項）
 - ⑧量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
 - ⑨水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項並びに第13条の3）
 - ⑩洪水予報、高潮予報、水位到達情報、氾濫等又は堤防等決壊の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
 - ⑪洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2及び第14条の3）
 - ⑫都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
 - ⑬水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
 - ⑭水防信号の指定（法第20条）
 - ⑮氾濫等又は堤防等決壊の通報の通知及び周知（法第24条の2第2項、法第25条第2項）
 - ⑯避難のための立退きの指示（法第29条）
 - ⑰緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
 - ⑱水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
 - ⑲水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
 - ⑳水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）
- (2) 水防管理団体の責任
- 管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。
- 具体的には、主に次のような事務を行う。
- ①水防団の設置（法第5条）
 - ②水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
 - ③平常時における河川等の巡視（法第9条）
 - ④水位の通報（法第12条第1項）
 - ⑤水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（第13条の2第2項）
 - ⑥内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第14条の2）
 - ⑦浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
 - ⑧避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
 - ⑨避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）
 - ⑩浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
 - ⑪予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
 - ⑫水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
 - ⑬緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
 - ⑭警戒区域の設定（法第21条）
 - ⑮警察官の援助の要求（法第22条）
 - ⑯他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）

- ⑰堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）
- ⑱公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第 28 条第 3 項）
- ⑲避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- ⑳水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- ㉑（指定水防管理団体）水防計画の作成及び要旨の公表（法第 33 条第 1 項及び第 3 項）
- ㉒（指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第 34 条）
- ㉓水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）
- ㉔水防協力団体に対する監督等（法第 39 条）
- ㉕水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ㉖水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
- ㉗消防事務との調整（法第 50 条）

(3) 国土交通省の責任

- ①洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）
- ②高潮予報の発表及び通知（法第 11 条の 3 第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）
- ③量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- ④水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）
- ⑤洪水予報、高潮予報、水位到達情報、氾濫等の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の 4）
- ⑥洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- ⑦大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 9）
- ⑧水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）
- ⑨氾濫等の通報の通知及び周知（法第 24 条の 2 第 2 項）
- ⑩重要河川等における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）
- ⑪特定緊急水防活動（法第 32 条）
- ⑫水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ⑬都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

(4) 河川管理者の責任

- ①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- ②水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第 15 条の 12）
- ③氾濫等の通報（法第 24 条の 2）

(5) 下水道管理者の責任

- ①水防管理団体が行う水防への協力（下水道法第 23 条の 2）
- ②氾濫等の通報（法第 24 条の 2）

(6) 海岸管理者の責任

- ①氾濫等の通報（法第 24 条の 2）

(7) 気象庁の責任

- ①気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）
- ②洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 3 項及び第 4 項）
- ③高潮予報の発表及び通知（法第 11 条の 3 第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）

(8) 居住者等の義務

- ①水防への従事（法第 24 条）

②水防通信への協力（法第 27 条）

(9) 水防協力団体の義務

①堤防等決壊の通報（法第 25 条）

②決壊後の処置（法第 26 条）

③水防訓練の実施（法第 32 条の 2）

④津波避難訓練への参加（法第 32 条の 3）

⑤業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条）

第 4 節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第 5 節 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

例）水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項の作成例

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・津波浸水想定区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。

第2章 水防組織

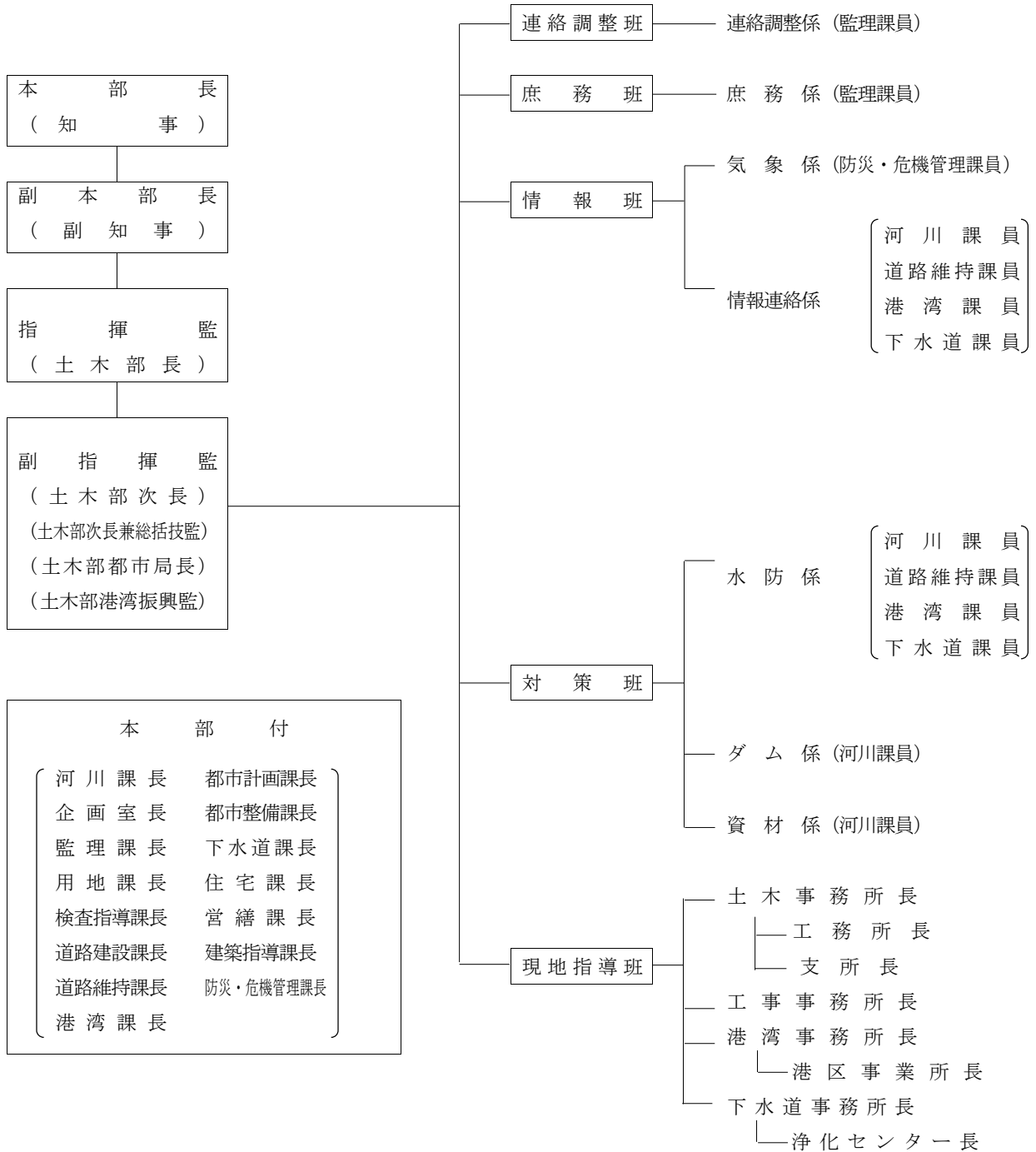
第1節 県の水防組織

県内における水防業務を総括するための茨城県水防本部を県庁内に置くものとし、事務局を土木部河川課に置く。

水防本部は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定により茨城県災害対策本部が設けられた場合は、同本部に統合され水防事務を処理する。

(1) 組織系統

茨城県水防本部組織



(2) 水防本部の構成及び分担事務

水防本部の構成員及び分担事務は次のとおりとする。

本 部 長 (知 事)		水防本部の事務を総括する。
副 本 部 長 (副 知 事)		本部長を補佐し、水防事務の円滑な実施を図る。
指 揮 監 (土 木 部 長)		水防本部長及び副本部長を補佐し、その命をうけて分掌事務を掌理し、水防本部員及び現地指導班員を指揮監督する。
副 指 揮 監 (土 木 部 次 長) (土木部次長兼総括技監) (土木部都市局長) (土木部港湾振興監)		水防本部長、副本部長及び指揮監を補佐しその命を受けて、分掌事務を掌理し、水防本部員及び現地指導班員を指揮監督する。また、指揮監に事故があるときは、その職務を代理する。
本 部 付		本部長、副本部長及び指揮監を補佐し、その命を受けて分掌事務に従事する。
連 絡 調 整 班		指揮監及び副指揮監を補佐し、その命を受けて各班との連絡調整を行う。
庶 務 班		水防に対する諸経理に関すること。水防本部員に対する庶務に関すること。その他各係に定めていない事項に関すること。
情 報 班	情 報 連 絡 係	現地指導班、庁内、国土交通省ならびに関東地方整備局等との情報連絡に関すること。 雨量、水位、流量等水文資料の収集及びその解説に関すること。 河川情報センター、水防情報テレメータの操作に関すること。 警察、自衛隊、各種報道機関との連絡並びに広報に関すること。
	気 象 係	気象予警報及び気象情報の収集連絡に関すること。
対 策 班	水 防 係	情報の把握及び判定ならびに水防配備発令に関すること。 利根川・荒川・多摩川、那珂川、久慈川洪水予報及び水防警報発令に関する指令、受信、伝達及び記録に関すること。 道路、河川、海岸、港湾、下水道等の被害状況の把握並びにその対策に関すること。
	ダ ム 係	ダムの洪水調節等に関すること。
	資 材 係	水防資材の入手、確保、あつ旋に関すること。 水防資材、並びに本部員の輸送に関すること。
現 地 指 導 班		管内水防管理団体に対しての情報連絡及び現地指導に関すること。

第2節 水防管理団体の水防組織

水防管理団体の水防組織は、県の水防組織に準じて、水防管理団体の水防計画に定めることとする。

県下の水防管理団体は、以下のとおりである。

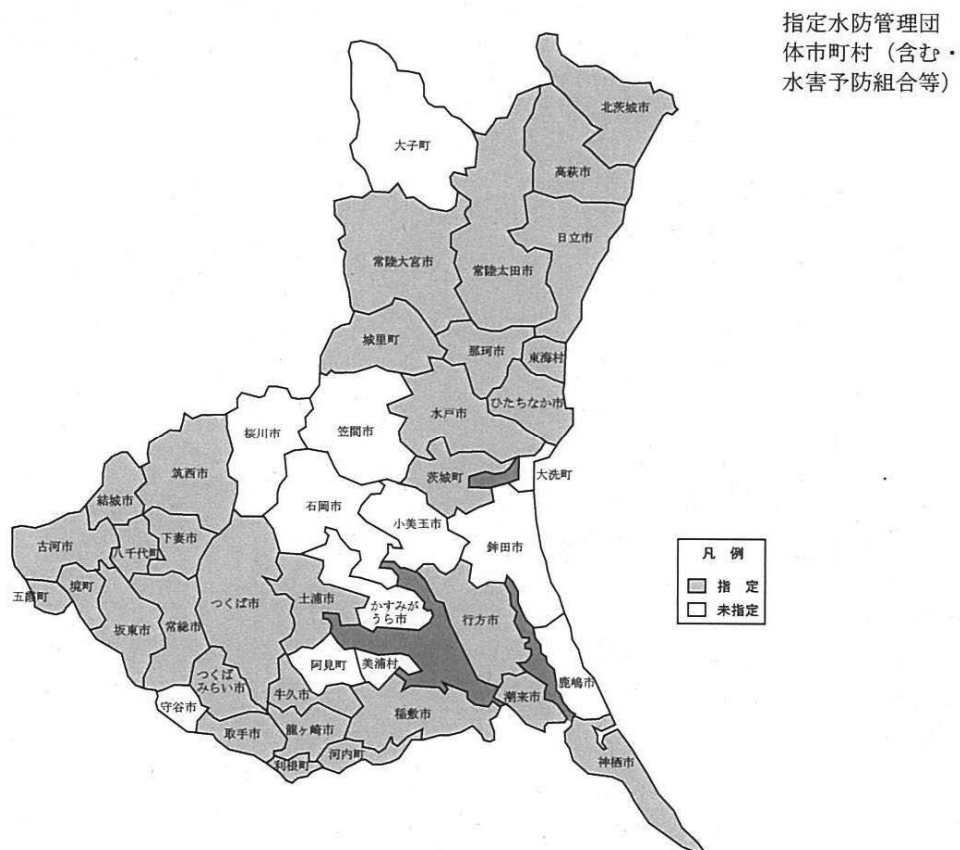
指定水防管理団体名	担当課	指定年月日	告示番号	管轄事務所
水戸市	防災危機管理課	H18. 3. 30	第412号	水戸土木
日立市	生活安全課	H18. 3. 30	第412号	高萩工事
土浦市	防災危機管理課	H18. 3. 30	第412号	土浦土木
古河市	消防防災課	H18. 3. 30	第412号	境工事
結城市	防災安全課	H18. 3. 30	第412号	筑西土木
下妻市	消防防災課	H18. 3. 30	第412号	常総工事
常総市	防災危機管理課	H18. 3. 30	第412号	常総工事
常陸太田市	消防本部消防課	H18. 3. 30	第412号	常陸太田工事
高萩市	危機対策課	H18. 3. 30	第412号	高萩工事
北茨城市	総務課	H18. 3. 30	第412号	高萩工事
つくば市	消防本部地域消防課	H18. 3. 30	第412号	土浦土木
ひたちなか市	生活安全課	H7. 5. 22	第618号	常陸大宮土木
潮来市	総務課	H18. 3. 30	第412号	潮来土木
常陸大宮市	安全まちづくり推進課	H18. 3. 30	第412号	常陸大宮土木
那珂市	防災課	H18. 3. 30	第412号	常陸大宮土木
筑西市	消防防災課	H18. 3. 30	第412号	筑西土木
坂東市	交通防災課	H18. 3. 30	第412号	境工事
神栖市	防災安全課	H18. 3. 30	第412号	潮来土木
行方市	総務課	H18. 3. 30	第412号	鉾田工事
つくばみらい市	防災課	H18. 3. 30	第412号	土浦土木
茨城町	総務課	H18. 3. 30	第412号	水戸土木
城里町	総務課	H18. 3. 30	第412号	水戸土木
八千代町	消防交通課	S60. 4. 11	第630号	常総工事
五霞町	生活安全課	H18. 3. 30	第412号	境工事
境町	防災安全課	H18. 3. 30	第412号	境工事
東海村	防災原子力安全課	H19. 7. 2	第412号	常陸大宮土木
稲敷地方広域市町村圏 事務組合	消防本部警防課	S59. 7. 9	第959号	竜ヶ崎工事
利根川水系県南 水防事務組合	事務局	H18. 3. 30	第412号	竜ヶ崎工事 土浦土木
利根川栗橋流域 水防事務組合	事務局	-	-	※埼玉県

※五霞町における利根川右岸及び江戸川左岸については、利根川栗橋流域水防事務組合が埼玉県水防計画に基づき水防を実施する。

土木事務所管内別指定水防管理団体

事 務 所 名	指 定 水 防 管 理 団 体 名
水戸土木事務所	水戸市、茨城町、城里町
常陸大宮土木事務所	ひたちなか市、那珂市、常陸大宮市、東海村
常陸太田工事事務所	常陸太田市
大子工務所	
高萩工事事務所	北茨城市、日立市、高萩市
鉾田工事事務所	行方市
潮来土木事務所	潮来市、神栖市
竜ヶ崎工事事務所	稲敷地方広域市町村圏事務組合（龍ヶ崎市、利根町、河内町、稲敷市） ※利根川水系県南水防事務組合（取手市、牛久市、龍ヶ崎市）
土浦土木事務所	土浦市、つくば市、つくばみらい市 ※利根川水系県南水防事務組合（つくば市、つくばみらい市）
筑西土木事務所	筑西市、結城市
常総工事事務所	下妻市、常総市、八千代町
境工事事務所	境町、坂東市、古河市、五霞町、利根川栗橋流域水防事務組合（五霞町）

※印は、2土木管内にまたがる指定水防管理団体



第3節 大規模氾濫減災対策協議会

知事が組織する茨城県管理河川減災対策協議会及び国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災対策協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

第3章 重要水防箇所

県内河川、海岸の重要水防箇所については、重要水防箇所評定基準（116～119 ページ）、重要水防箇所一覧表（120～254 ページ）のとおりである。

第4章 予報及び警報

第1節 気象庁が行う予報及び警報

(1) 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

水戸地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を関東地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報、指定河川洪水予報、指定海岸高潮予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の名称と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報、特別警報の名称及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用 に適合する注意報・警報	一般の利用に適合 する注意報・警報・危険警報・ 特別警報	発表基準
水防活動用気象注意報	レベル2大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用気象警報	レベル3大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	レベル4大雨危険警報	大雨により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき
	レベル5大雨特別警報	台風や集中豪雨により大雨災害の起こるおそれが著しく大きい降雨量となる大雨が予想される場合
水防活動用洪水注意報	レベル2氾濫注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水警報	レベル3氾濫警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	レベル4氾濫危険警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき
	レベル5氾濫特別警報	台風や集中豪雨により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きい場合
水防活動用高潮注意報	レベル2高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用高潮警報	レベル3高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	レベル4高潮危険警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき
	レベル5高潮特別警報	台風や温帯低気圧により高潮による浸水が起こるおそれが著しく大きい場合
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき

特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表

東京管区気象台管内)		令和8年5月28日現在				
発表官署		水戸地方気象台				
府県予報区		茨城県				
一次細分区域		北部		南部		
市町村等をまとめた地域		県央地域	県北地域	鹿行地域	県南地域	県西地域
特別 警報	レベル5大雨	以下の①又は②を満たし、さらに激しい雨が降り続く予想される場合 ①表面雨量指数が別紙1ー1のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね30個以上まとまって出現 ②流域雨量指数が別紙1ー2のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね20個以上まとまって出現				
	レベル5土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせが別紙2ー1の基準値以上となる1km格子がおおむね10個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続く予想される場合				
	レベル5高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位が別紙4のレベル5高潮特別警報の基準値に到達することが予想される場合	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位が別紙4のレベル5高潮特別警報の基準値に到達することが予想される場合			
	暴風	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合				
	暴風雪	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合				
	大雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続く予想される場合				
	波浪	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合			
危険 警報	レベル4大雨	以下の①又は②が予想される場合 ①表面雨量指数が別紙1ー3の対象格子において別紙1ー1のレベル4大雨危険警報の基準値に到達すること ②流域雨量指数が別紙1ー4の対象河川の格子において別紙1ー2のレベル4大雨危険警報の基準値に到達すること				
	レベル4土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせが別紙2ー2のレベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合(おおむね2時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表)				
	レベル4高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位が別紙4のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合(基準値に到達することが予想される場合に、おおむね6時間前までに発表)	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位が別紙4のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合(基準値に到達することが予想される場合に、おおむね6時間前までに発表)			
警 報	レベル3大雨	表面雨量指数又は流域雨量指数が別紙1ー1又は別紙1ー2のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合				
	レベル3土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせが別紙2ー2のレベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合(おおむね3～6時間先に基準値に到達することが予想される場合に発表)				
	レベル3高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位が別紙4のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合(基準値に到達することが予想される場合に、おおむね12時間前までに発表)	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位が別紙4のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合(基準値に到達することが予想される場合に、おおむね12時間前までに発表)			
	暴風(平均風速)	陸上 20m/s、 海上 25m/s	陸上 20m/s、 海上 25m/s	20m/s		
	暴風雪(平均風速)	陸上 20m/s 雪を伴う、 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 雪を伴う、 海上 25m/s 雪を伴う	20m/s 雪を伴う		
	大雪	12時間降雪の深さ10cm				
	波浪(有義波高)	6.0m	6.0m			
	注 意 報	レベル2大雨	表面雨量指数又は流域雨量指数が別紙1ー1又は別紙1ー2のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合			
レベル2土砂災害		60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせが別紙2ー3のレベル2土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合				
レベル2高潮		水位(高潮予報区間に限る)又は潮位が別紙4のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合(基準値に到達することが予想される場合に、おおむね18時間前までに発表)	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位が別紙4のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合(基準値に到達することが予想される場合に、おおむね18時間前までに発表)			
強風(平均風速)		陸上 12m/s、 海上 15m/s	陸上 12m/s、 海上 15m/s	12m/s		
風雪(平均風速)		陸上 12m/s 雪を伴う、 海上 15m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う、 海上 15m/s 雪を伴う	12m/s 雪を伴う		
大雪		12時間降雪の深さ5cm				
波浪(有義波高)		2.5m	2.5m			
雷		落雷等により被害が予想される場合				
融雪						
濃霧(視程)		陸上 100m、海上 500m	陸上 100m、海上 500m	100m		
	乾燥	最小湿度40%で、実効湿度60% ^{*1}				
	なだれ					
	低温	夏期: 最低気温15℃以下が2日以上継続 冬期: 最低気温-7℃以下				
	霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下				
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合				
	レベル5氾濫特別警報・レベル4氾濫危険警報・レベル3氾濫警報・レベル2氾濫注意報の発表対象となる河川予報区のうち、茨城県に關係する河川予報区名及び基準観測所名		別紙3			

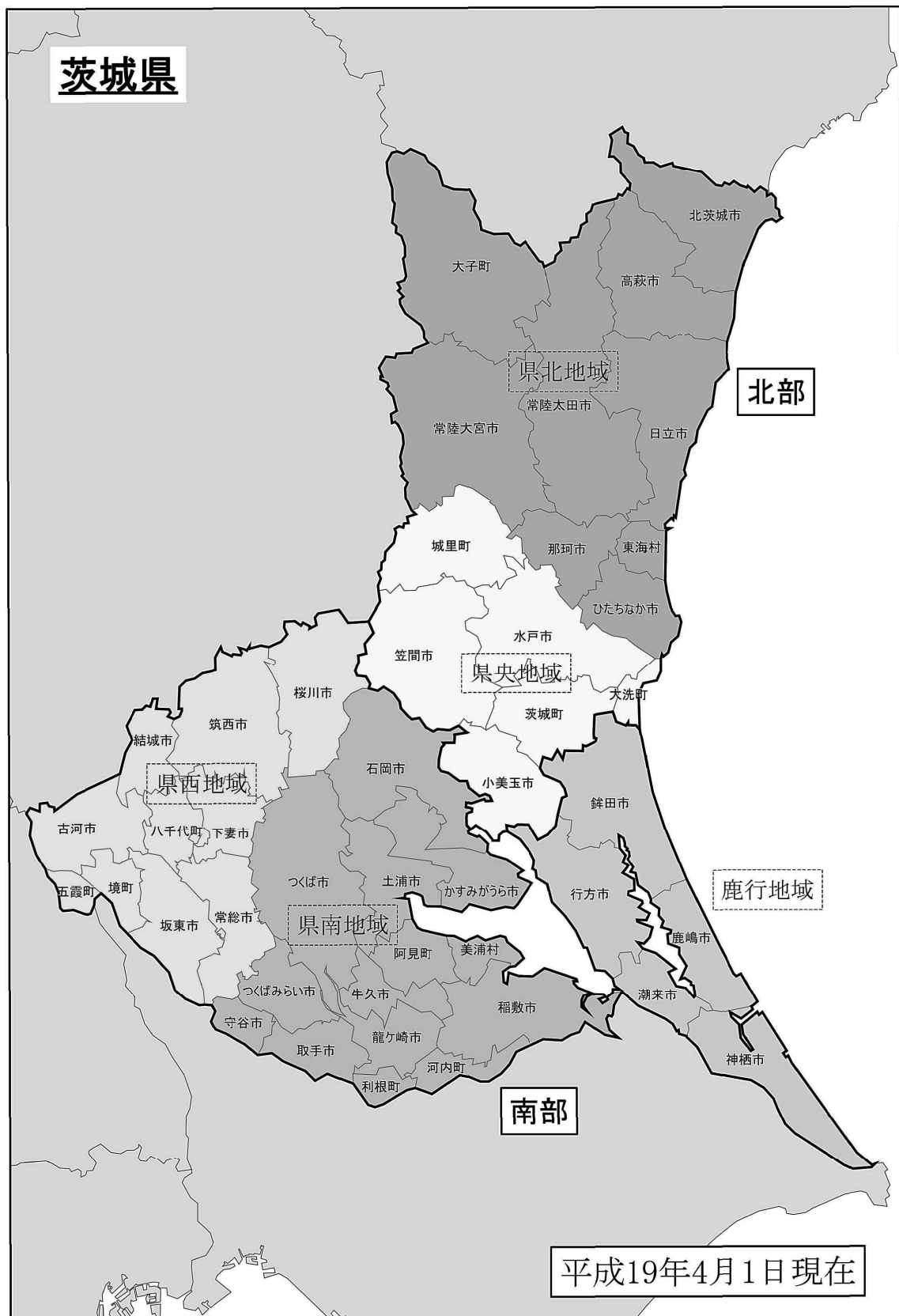
※1 湿度は水戸地方気象台の値

※2 別紙1－1～1－4、別紙2－1～2－3、別紙3、別紙4については、気象庁ホームページに掲載されている

警報・注意報基準一覧表(茨城県) https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/ibaraki.html

「市町村等をまとめた地域」の名称図

注意報及び警報は、県内の市町村を単位に発表されるが、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村等をまとめた地域」の名称を用いる場合がある。



(大雨警報・洪水警報等を補足する情報)

気象庁は、注意報、警報、危険警報、特別警報を補足する情報として、土砂キキクル、浸水キキクル、洪水キキクル、大雨キキクルおよび流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種 類	内 容
浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
大雨キキクル	浸水キキクルと洪水キキクルを統合して示す情報
土砂キキクル	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。最大 6 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の組み合わせの予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、土砂災害の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と 6 時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時 10 分ごとに更新している。

(大津波警報・津波警報・津波注意報)

ア. 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ^(注1)等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表（予想される津波の高さ区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m 超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	表記しない	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付たりしない。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

(注1)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ. 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ・津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

- ・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(津波情報)

ア. 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 ^(注2)	各津波予報区の津波の到達予想時刻 ^(注3) や予想される津波の高さ（発表内容は「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表に記載）を発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^(注4)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^(注5)

(注2) 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。

(注3) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(注4) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容^(注5)

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m 超	数値で発表
	1m 以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(注5) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値^(注6)）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注6) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ. 津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- ・津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(津波予報)

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内容
津 波 予 報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき ^(注7) （津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表

	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき ^(注7) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表。
--	--	--

(注7) 「0.2m 未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML 電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41) で発表される。

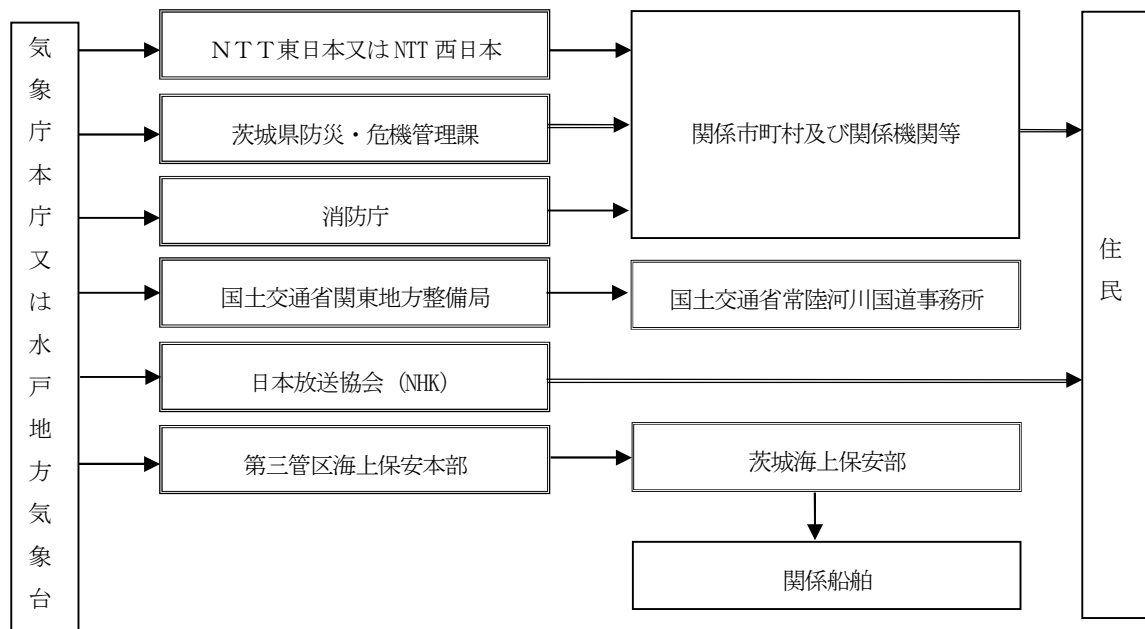
(気象庁が発表する特別警報) (参考)

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波、洪水、高潮等についての一般の利用に適合する警報(特別警報)をする。なお、津波については、既存の大津波警報が特別警報に位置付けられる。

また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

(2) 警報等の伝達経路及び手段

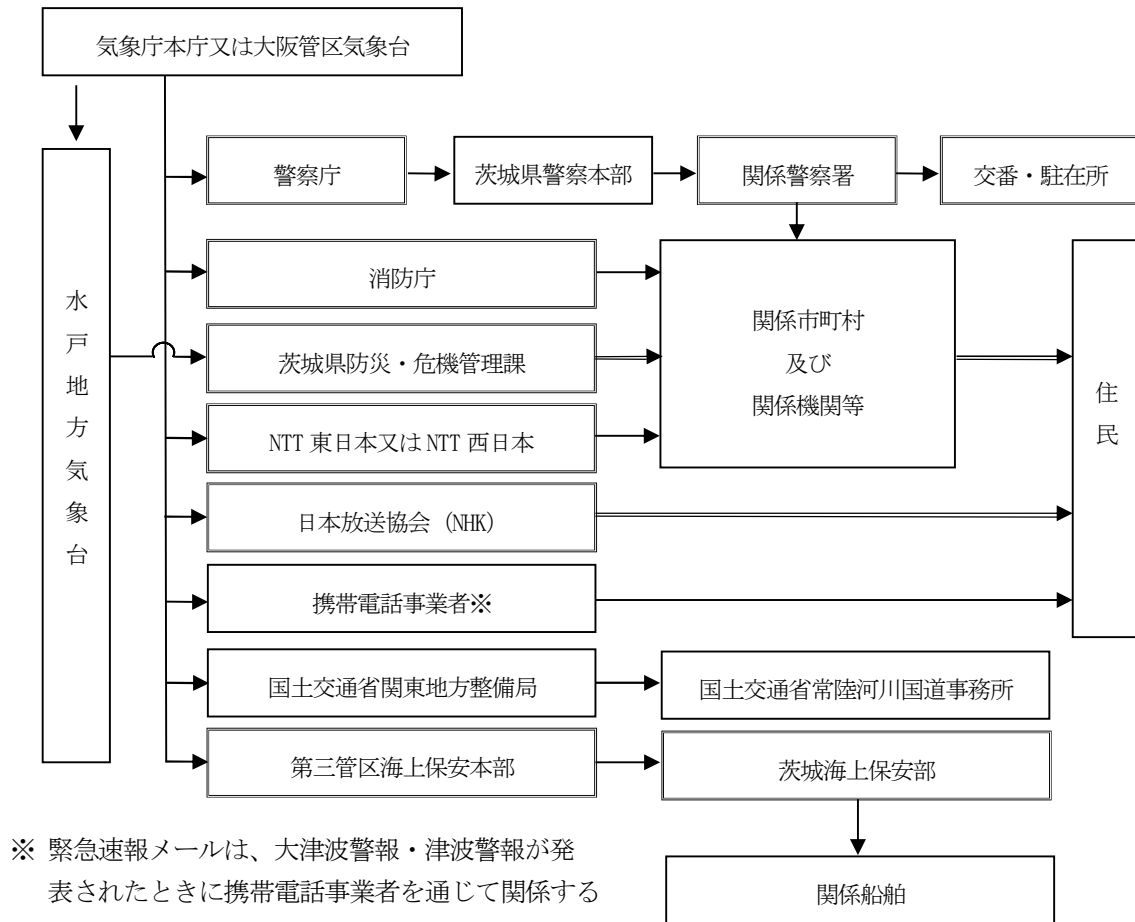
①洪水等の場合



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

②津波の場合



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

第2節 洪水予報河川における洪水予報

(1) 名称及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

発表する情報の名称、基本的な発表基準は、次のとおりである。

情報名	発表基準
レベル2 氾濫注意報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。
レベル3 氾濫警報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき。
レベル4 氾濫危険警報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
レベル5 氾濫発生情報	氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき。 ※レベル5 氾濫特別警報と一体的に発表される。
レベル2 氾濫注意報 （警戒解除）	レベル4 氾濫危険警報又はレベル3 氾濫警報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、又は、氾濫警報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき。（氾濫危険水位に達したときを除く）
レベル2 氾濫注意報解除	レベル5 氾濫発生情報、レベル4 氾濫危険警報、レベル3 氾濫警報又はレベル2 氾濫注意報を発表中に基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき。

なお、令和2年3月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、国土交通省と気象庁が共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。

(2) 国が行う洪水予報

①洪水予報を行う河川、区域、担当官署

予報区域名	河川名	洪水予報実施区域	担当官署名
利根川上流部	利根川	左岸 群馬県伊勢崎市大字柴町字小泉 1555 番地先から 茨城県猿島郡境町字北野 1920 番地先まで 右岸 群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前 70 番 6 地先から 江戸川分派点まで	関東地方整備局 気象庁大気海洋部
利根川中流部	利根川	左岸 茨城県猿島郡境町字北野 1920 番地先から 茨城県北相馬郡利根町東奥山新田 21 番 4 地先まで 右岸 江戸川分派点から 千葉県印西市大字平岡字上流作 283 番 2 地先まで	〃
	小貝川	左岸 茨城県龍ヶ崎市川代町 88 番 3 地先から 利根川合流点まで 右岸 茨城県取手市宮和田字東正寺裏 524 番 2 地先から 利根川合流点まで	〃
利根川下流部	利根川	左岸 茨城県稲敷郡河内町生板鍋子新田 1842 番 9 地先から 海まで 右岸 千葉県印旛郡栄町大字西字耕地 650 番 6 地先から 海まで	〃
霞ヶ浦・北浦	常陸利根川 (外浪逆浦含む)	左岸 茨城県潮来市永山字葭場 170 番 1 地先から 利根川合流点(常陸川水門)まで 右岸 茨城県潮来市永山字向津 65 番 3 地先から 利根川合流点(常陸川水門)まで	霞ヶ浦河川事務所 水戸地方気象台 銚子地方気象台
	霞ヶ浦	霞ヶ浦	〃
	北浦	北浦	〃
霞ヶ浦・北浦	鰯川	左岸 茨城県鹿嶋市大字大船津字川迎 2340 番 1 地先から 常陸利根川への合流点まで 右岸 茨城県潮来市洲崎 332 番地先から 常陸利根川への合流点まで	霞ヶ浦河川事務所 水戸地方気象台 銚子地方気象台
渡良瀬川下流部	渡良瀬川	左岸 栃木県足利市若草町 12 番 1 地先から 利根川への合流点まで 右岸 栃木県同市福富町 1819 番 3 地先から 利根川への合流点まで	関東地方整備局 気象庁大気海洋部

予報区域名	河川名	洪水予報実施区域	担当官署名
鬼怒川	鬼怒川	左岸 栃木県塩谷郡塩谷町大字風見 1201 番 16 地先から 利根川合流点まで 右岸 栃木県宇都宮市大字宮山田町カハタニ 1302 番地先から 利根川合流点まで	下館河川事務所 水戸地方気象台 宇都宮地方気象台
	田川放水路	左岸 田川からの分派点から 鬼怒川への合流点まで 右岸 田川からの分派点から 鬼怒川への合流点まで	〃
小貝川	小貝川	左岸 栃木県芳賀郡益子町大字長堤字下田 2435 番地先から 茨城県龍ヶ崎市大字河原代町 88 番 3 地先まで 右岸 栃木県真岡市大字根本 2169 番地先から 茨城県取手市宮和田東正寺裏 524 番 2 地先まで	〃
	大谷川	左岸 茨城県筑西市大字野殿字大道下 361 番 2 地先野殿橋上流端から 小貝川への合流点まで 右岸 茨城県筑西市大字野殿字根田 1577 番 3 地先野殿橋上流端から 小貝川への合流点まで	〃
那珂川	那珂川	左岸 栃木県大田原市亀久字大平 419 番 4 地先から 海まで 右岸 栃木県大田原市佐良土字野島 2835 番 1 地先から 海まで	常陸河川国道事務所 水戸地方気象台 宇都宮地方気象台
久慈川	久慈川	左岸 茨城県常陸大宮市辰ノ口字水門 2079 番 1 地先の辰ノ口堰から 海まで 右岸 茨城県常陸大宮市岩崎字岩花下 1111 番 1 地先の辰ノ口堰から 海まで	常陸河川国道事務所 水戸地方気象台
江戸川	江戸川	左岸 利根川分派点から 海まで 右岸 利根川分派点から 海まで	関東地方整備局 気象庁大気海洋部

②洪水予報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	所在地	レベル 1 水位	レベル 2 水位	レベル 3 水位	レベル 4 水位	レベル 5 水位
			水防団待機 水位 m	氾濫注意 水位 m	避難判断 水位 m	氾濫危険 水位 m	氾濫発生 水位 m
利根川(上流部)	八斗島	伊勢崎市八斗島	0.80	1.90	3.10	4.10	5.2
利根川(上流部)	栗橋	久喜市栗橋	2.70	5.00	7.60	9.20	11.0
利根川(中流部)	芽吹橋	野田市目吹	2.00	5.00	6.90	7.40	9.0
利根川(中流部)	取手	取手市新町	2.50	5.40	6.90	7.40	9.40
利根川(中流部)	押付	利根町押付新田	3.10	5.75	7.10	7.80	10.20
利根川(下流部)	横利根	稲敷市西代	2.10	2.85	3.90	4.40	5.80
常陸利根川	出島	かすみがうら市坂	1.50	2.10	2.50	2.60	2.78
常陸利根川	白浜	行方市白浜	1.50	2.10	2.50	2.60	2.74
霞ヶ浦	出島	かすみがうら市坂	1.50	2.10	2.50	2.60	2.78
北浦	白浜	行方市白浜	1.50	2.10	2.50	2.60	2.74
鰯川	白浜	行方市白浜	1.50	2.10	2.50	2.60	2.74
渡良瀬川	古河	古河市桜町	2.70	4.70	8.90	9.70	11.3
鬼怒川	川島	筑西市下川島	0.00	1.10	3.40	4.40	6.20
鬼怒川	鬼怒川水海道	常総市水海道本町	1.50	3.50	5.30	6.00	8.40
小貝川	三谷	真岡市高田	1.40	1.80	2.90	3.20	3.90
小貝川	黒子	筑西市西保末	2.50	3.80	5.10	5.80	7.60
小貝川	上郷	常総市本豊田	3.00	3.60	4.90	5.30	6.50

河 川 名	観 測 所 名	所在地	レベル1水位 水防団待機 水位 m	レベル2水位 氾濫注意 水位 m	レベル3水位 避難判断 水位 m	レベル4水位 氾濫危険 水位 m	レベル5水位 氾濫発生 水位 m
小 貝 川	小貝川水海道	常総市水海道澁 頭町	3.80	4.60	6.10	6.50	7.60
那 珂 川	小 口	那珂川町小口	4.00	5.00	5.00	5.50	6.20
那 珂 川	野 口	常陸大宮市野口	2.50	3.50	4.10	4.50	5.80
那 珂 川	水 府 橋	水戸市根本	3.00	4.00	5.40	5.80	7.00
久 慈 川	富 岡	常陸大宮市富岡	1.50	2.50	2.90	3.50	4.60
久 慈 川	柳 橋	日立市下土木内 町	2.70	3.70	6.30	6.70	8.00
江 戸 川	西 関 宿	幸手市西関宿	4.50	6.10	8.10	8.90	11.1

③洪水予報の発表形式

発表形式は、(284～286 ページ) のとおり。

④洪水浸水想定区域

河川名	洪水浸水想定区域
利根川	古河市、龍ヶ崎市、常総市、取手市、潮来市、守谷市、坂東市、稲敷市、神栖市、河内町、五霞町、境町、利根町
常陸利根川	鹿嶋市、潮来市、稲敷市、神栖市、行方市、河内町、利根町
霞ヶ浦	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、潮来市、稲敷市、かすみがうら市、神栖市、行方市、小美玉市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
北浦	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
鰯川	鹿嶋市、潮来市、神栖市
渡良瀬川	古河市、坂東市、境町
鬼怒川	古河市、結城市、下妻市、常総市、取手市、つくば市、守谷市、筑西市、坂東市、つくばみらい市、八千代町
小貝川	龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、つくば市、潮来市、守谷市、筑西市、稲敷市、神栖市、つくばみらい市、河内町、利根町
那珂川	水戸市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、茨城町、大洗町、城里町
久慈川	日立市、常陸太田市、常陸大宮市、那珂市、東海村
江戸川	五霞町

⑤洪水予報の伝達経路及び手段

洪水予報の伝達経路及び手段は、(94～103 ページ) のとおり。

(3) 茨城県と気象庁が共同で行う洪水予報

①洪水予報を行う河川、区域、担当官署

河 川 名	区 域	担当官署名
利根川水系	左岸 土浦市田土部 629-1	茨城県
桜 川	右岸 つくば市栗原 325-5 から霞ヶ浦流入点まで	水戸地方気象台

②洪水予報の対象となる水位観測所

河川	観測所名		位置 (緯度経度)	所在地	レベル1水位 水防団待機 水位 m	レベル2水位 氾濫注意 水位 m	レベル3水位 避難判断 水位 m	レベル4水位 氾濫危険 水位 m	レベル5水位 氾濫発生 水位 m
利根川水系 桜川	桜橋 (田土部)	さくら ばし	N 36° 7'46" E140° 7'37"	土浦市 田土部	4.00	4.30	4.50	5.50	7.72

③洪水予報の発表形式

発表形式は、(297～306 ページ) のとおり。

④洪水浸水想定区域

河川名	洪水浸水想定区域
利根川水系桜川	土浦市、つくば市、阿見町

⑤洪水予報の伝達経路及び手段

洪水予報の伝達経路及び手段は、(104 ページ) のとおり。

(4) 栃木県と気象庁が共同で行う洪水予報

①洪水予報を行う河川、区域、担当官署

水系名	河川名	実施区域	区域延長	基準地点	担当部署
利根川 水系	五行川	左岸 芳賀郡芳賀町大字芳志戸秋場橋から 真岡市大根田まで 右岸 芳賀郡芳賀町大字芳志戸秋場橋から 真岡市大根田まで	25.5Km	妹内橋	栃木県 県土整備部河川課 気象庁 宇都宮地方気象台
	田川	左岸 宇都宮市岩曽町山田川合流点から 下野市上坪山田川放水路への分派点まで 右岸 宇都宮市山本1丁目山田川合流点から 小山市大字田川田川放水路への分派点まで	26.3Km	東橋 明治橋	栃木県 県土整備部河川課 気象庁 宇都宮地方気象台
	思川	左岸 鹿沼市深程大芦川合流点から 小山市大字乙女まで 右岸 鹿沼市深程大芦川合流点から 下都賀郡野木町大字友沼まで	34.1Km	保橋 観晃橋	栃木県 県土整備部河川課 気象庁 宇都宮地方気象台

②洪水予報の対象となる水位観測所

河川	観測所名		位置 (緯度経度)	所在地	レベル1水位 水防団待機 水位 m	レベル2水位 氾濫注意 水位 m	レベル3水位 避難判断 水位 m	レベル4水位 氾濫危険 水位 m	レベル5水位 氾濫発生 水位 m
五行川	妹内橋	いもうち ばし	N 36° 26'29" E140° 01'01"	真岡市 荒町	1.60	1.90	2.70	3.20	4.00
田川	東橋	あずま ばし	N 36° 33'47" E139° 53'37"	宇都宮市 千波町	1.40	2.00	3.00	3.70	4.60
	明治橋	めいじ ばし	N 36° 25'40" E139° 53'23"	上三川町 大字梁	1.60	2.20	2.90	3.50	4.50
思川	保橋	たもつ ばし	N 36° 25'02" E139° 47'16"	栃木市 柳原町	1.50	1.80	5.30	4.10	5.30
	観晃橋	かんこう ばし	N 36° 18'59" E139° 47'56"	小山市 中央町	2.80	3.40	5.80	6.50	7.70

③洪水予報の伝達経路及び手段

洪水予報の伝達経路及び手段は、(105 ページ) のとおり。

第3節 水位周知河川における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（レベル3氾濫警戒情報）（氾濫注意水位を下回った場合の情報（レベル2氾濫注意情報の解除）を含む。）、レベル5氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
レベル2 氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
レベル3 氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
レベル4 氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
レベル5 氾濫発生情報	氾濫が発生したとき
レベル2 氾濫注意情報解除 （※レベル3 氾濫警戒情報解除）	レベル5氾濫発生情報、レベル4氾濫危険情報、レベル3氾濫警戒情報又はレベル2氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき（※基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回り、氾濫の恐れなくなったとき）

※茨城県の対応

(2) 国土交通省が行う水位到達情報の通知

①水位到達情報の通知を行う河川名、区域、担当官署

水系	河川名	区 域		発 表 者
		左 岸	右 岸	
久慈川	山田川	自 常陸太田市和田町字下河原 1562番地先の芦間堰 至 幹川合流点まで	自 常陸太田市東連地町字道下 2109番1地先の芦間堰 至 幹川合流点まで	常陸河川国道 事務所長
	里川	自 常陸太田市茅根町字川原 240番地先 至 幹川合流点まで	自 常陸太田市瑞龍町字大平 2959番1地先 至 幹川合流点まで	〃
那珂川	藤井川	自 水戸市藤井町字下高畑92番4 地先の藤井新橋上流端 至 幹川合流点まで	自 水戸市飯富町字塙下54番1地先の 藤井新橋上流端 至 幹川合流点まで	〃
	桜川	自 水戸市千波町字千波山2486番2 地先の千波大橋上流端 至 幹川合流点まで	自 水戸市中央二丁目3020番2地先の 千波大橋上流端 至 幹川合流点まで	〃
	涸沼川	自 東茨城郡茨城町大字下石崎字 海東2995番2地先 至 幹川合流点まで	自 東茨城郡大洗町神山町字神山5233 番地先 至 幹川合流点まで	〃
利根川	横利根川	自 常陸利根川分派点 至 幹川合流点まで	自 常陸利根川分派点 至 幹川合流点まで	霞ヶ浦河川 事務所長

②水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所

水系	河川名	基準水位観測所名	所在地	位置	レベル2水位 氾濫注意 水位 m	レベル3水位 避難判断 水位 m	レベル4水位 氾濫危険 水位 m	レベル5水位 氾濫発生 水位 m
久慈川	山田川	常井橋	常陸太田市大方町	右岸幹川合流点から 7.0 km上 82m	3.00	3.50	3.80	4.30
	里川	機初	常陸太田市幡町	左岸幹川合流点から 4.5 km上 50m	3.00	3.00	3.10	3.80
那珂川	藤井川	野口	常陸大宮市野口	那珂川左岸河口から 38.0 km上 275m	3.50	4.20	4.70	6.20
	桜川	水府橋	水戸市根本	那珂川左岸河口から 12.0 km上 387m	4.00	7.80	8.10	8.30
那珂川	湊沼川	水府橋	水戸市根本	那珂川左岸河口から 12.0 km上 387m	4.00	5.20	5.70	6.30
利根川	横利根川	新横利根	稲敷市八筋川	横利根川右岸 3.2 km上 150m	1.40	－	1.50	1.60

③水位到達情報の通知の発表形式

発表形式は、(291～296 ページ) のとおり。

④洪水浸水想定区域

河川名	洪水浸水想定区域
山田川	日立市、常陸太田市、那珂市、東海村
里川	日立市、常陸太田市、東海村
藤井川	水戸市、城里町
桜川	水戸市、ひたちなか市、茨城町、大洗町
湊沼川	水戸市、ひたちなか市、茨城町、大洗町
横利根川	鹿嶋市、潮来市、稲敷市、神栖市、行方市、河内町、利根町

⑤水位到達情報の伝達経路及び手段

水位到達情報の伝達経路及び手段は、(106～115 ページ) のとおり。

(3) 都道府県が行う水位到達情報の通知

①水位到達情報の通知を行う河川名、区域、担当官署

水系	河川名	水位情報周知区間		発表者
		左岸	右岸	
一級河川	久慈川 (大子町)	自 大子町大字川山字滝下 1122 番 1 地先(福島県境) 至 大子町大字盛金字タテノ 1512 番 1 地 先	自 大子町大字川山字見落 1047 番 11 地先(福島県境) 至 大子町大字盛金字毛ノ瀬 1718 番地先	大子工務所長
	久慈川 (常陸大宮市)	自 常陸大宮市大字盛金字東道沢口 1324 番 1 地先 至 常陸大宮市大字辰の口字堰場 2078 番地先(辰の口堰上流端)	自 常陸大宮市大字盛金字森金 1745 番地先 至 常陸大宮市大字岩崎字入ノ内下 1199 番 1 地先(辰の口堰上流端)	常陸大宮土木 事務所長

一級河川	押 川	自 大子町大字上金沢字高平 1186 番 1 地先 (栃木県境) 至 大子町大字大子字横谷河原 777 (久慈川合流点)	自 大子町大字上金沢字入山 1180 番地先 (栃木県境) 至 大子町大字大子字小久慈 1898-12 (久慈川合流点)	大子工務所長
	茂 宮 川	自 常陸太田市大森町字元内 1210 番 3 地先(亀作川合流点) 至 日立市久慈町 4 丁目 141 番地先 (国道 245 号)	自 常陸太田市小目町字八石田 3080 番地先(亀作川合流点) 至 日立市留町字北河原 2435 番 17 地先(国道 245 号)	高 萩 工 事 事 務 所 長
	里 川	自 常陸太田市町屋町ヌリコ沢 1958 番 2 地先 至 常陸太田市茅根町字川原 208 番地先	自 常陸太田市西河内下町字日照田 22 番 2 地先 至 常陸太田市常福地町字堰の上 979 番 4 地先	常陸太田工事 事 務 所 長
	浅 川	自 常陸太田市中利員町字久根下 1630 番 5 地先(久根下橋) 至 常陸太田市中野町字駄合池 649 番地先	自 常陸太田市中利員町字慶安寺 3014 番地先(久根下橋) 至 常陸太田市中野町字丹波川原 1382 番 1 地先(久慈川合流点)	常陸太田工事 事 務 所 長
	澗 沼 川	自 笠間市笠間 411 番 1 地先 (国道 50 号) 至 茨城町上石崎 5335 番地先 (澗沼大橋)	自 笠間市金井 61 番 1 地先 (国道 50 号) 至 茨城町海老沢 597 番 3 地先 (澗沼大橋)	水 戸 土 木 事 務 所 長
	前 川	自 潮来市大洲字大洲 1633 番地先 至 潮来市潮来字大江間東 3243 番 2 地先 (常陸利根川合流点)	自 潮来市曲松南 2233 番 1 地先 至 潮来市潮来字内洲 3239 番 39 地先 (常陸利根川合流点)	潮 来 土 木 事 務 所 長
	巴 川	自 鉾田市上富田 126 番 1 地先 (本田橋) 至 鉾田市畑田 2895 番地先 (北浦流入点)	自 小美玉市下吉影 275 番 1 地先 (本田橋) 至 鉾田市串挽 2838 番 3 地先 (北浦流入点)	鉾 田 工 事 事 務 所 長
	五 行 川	自 筑西市落合字穴川 1288 番 1 地先 (栃木県境) 至 筑西市蔵字蔵 557 番 1 地先 (小貝川合流点)	自 筑西市樋口字粗哉田 130 番 1 地先 (栃木県境) 至 筑西市東榎生字東榎生 1194 番 2 地先 (小貝川合流点)	筑 西 土 木 事 務 所 長
	八 間 堀 川	自 常総市館方字 948 番地先 (下妻市境) 至 常総市水海道橋本町新堀南 3177 番の 1 地先 (鬼怒川合流点)	自 常総市若宮戸字 2258 番地先 (下妻市境) 至 常総市水海道橋本町新堀北 3704 番 1 地先 (鬼怒川合流点)	常 総 工 事 事 務 所 長
	恋 瀬 川	自 かすみがうら市高倉字高倉 1750 番地先 (五輪堂橋) 至 石岡市高浜字石津 730 番 1 地先 (霞ヶ浦流入点)	自 石岡市半田字五輪堂 6 番 2 地先 (五輪堂橋) 至 石岡市高浜字向田 1491 番 3 地先 (霞ヶ浦流入点)	土 浦 土 木 事 務 所 長

水系	河川名	水位情報周知区間		発 表 者
		左 岸	右 岸	
二級河川	花 園 川	自 北茨城市華川町小豆畑 18-1 (塩平橋) 至 北茨城市豊田(大北川合流点)	自 北茨城市華川町小豆畑 21 (塩平橋) 至 北茨城市豊田(大北川合流点)	高 萩 工 事 事 務 所 長
	大 北 川	自 北茨城市中郷町石岡 117 (孝行橋) 至 河口	自 北茨城市中郷町松井 1888-1 (孝行橋) 至 河口	〃
	花 貫 川	自 高萩市大字秋山 2943 番地先 (常磐自動車道) 至 河口	自 高萩市大字秋山 2944 番 2 地先 (常磐自動車道) 至 河口	〃
	十 王 川	自 日立市十王町友部 1796 (常磐自動車道) 至 河口	自 日立市十王町友部 1293-6 (常磐自動車道) 至 河口	〃
	関 根 川	自 高萩市上手綱 3395 番地先 (関根前川合流点) 至 河口	自 高萩市上手綱 600 番地先 (関根前川合流点) 至 河口	〃

②水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所

水系	河川名	基準水位 観測所名	所 在 地	位 置	レベル3水位 避難判断 水位 m	レベル4水位 氾濫危険 水位 m
一級河川	久 慈 川 (太子町)	下 野 宮	太子町下野宮	河口より 上流 64.7 k m	3.10	3.40
		久 慈 川 橋	太子町太子	河口より 上流 57.4 k m	4.10	4.50
		下 津 原 橋	太子町袋田	河口より 上流 52.6 k m	6.20	6.70
	久 慈 川 (常陸太田市)	舟 生 橋	常陸太田市山方家和楽	河口より 上流 41.32 k m	3.30	3.60
	押 川	上 岡	太子町上岡字坂下	久慈川合流点より 上流 3.6 k m	2.70	2.80
	茂 宮 川	大 和 田	日立市大和田町	新茂宮橋より 上流 4.22 k m	2.80	3.10
	里 川	町 屋	常陸太田市西河内下町	直轄管理区間上流端より 上流 6.27 k m	2.70	3.00
	浅 川	大 方	常陸太田市大方	直轄管理区間上流端より 上流 4.2 k m	3.11	3.24
	澗 沼 川	間 黒	笠間市日向片庭町	那珂川合流点より 上流 46.0 k m	2.63	3.02
		加 賀 田	笠間市下加賀田	那珂川合流点より 上流 37.2 k m	3.58	3.92
		高 橋	茨城町奥谷	那珂川合流点より 上流 20.9 k m	4.24	4.71
	前 川	潮来大橋 (真菰橋)	潮来市潮来	常陸利根川合流点より 上流 1.096 k m	1.70	1.80
	巴 川	北 浦 橋	鉾田市串挽	北浦流入点より 上流 1.4 k m	3.30	3.43
	五 行 川	桂 橋	筑西市樋口	小貝川合流点より 上流 10.09 k m	2.36	2.75

水系	河川名	基準水位 観測所名	所 在 地	位 置	レベル3水位 避難判断 水位 m	レベル4水位 氾濫危険 水位 m
一級河川	五行川	仙 在	筑西市稲野辺	小貝川合流点より 上流 4.01 k m	3.09	3.63
	八間堀川	三坂新田	常総市三坂新田町	鬼怒川合流点より 上流 6.80 k m	4.04	4.25
	恋瀬川	石 岡	石岡市石岡		3.70	4.20
二級河川	花園川	上小津田	北茨城市華川町 上小津田	大北川合流点より 上流 6.0 k m	1.30	1.50
		豊 田	北茨城市華川町臼場	大北川合流点より 上流 0.7 k m	2.60	3.20
	大北川	石 岡	北茨城市中郷町石岡	河口より 上流 5.2 k m	0.90	1.30
		磯 原	北茨城市中郷町上桜井	河口より 上流 1.9 k m	3.00	3.50
	花貫川	島 名	高萩市島名	河口より 上流 3.6 k m	2.80	3.10
	十王川	伊師本郷	日立市十王町伊師本郷	河口より 上流 2.7 k m	2.00	2.40
	関根川	下手綱	高萩市高戸	河口より 上流 1.57 k m	2.00	2.30

③水位到達情報の通知の発表形式

発表形式は、(308～311 ページ) のとおり。

④洪水浸水想定区域

河川名	洪水浸水想定区域
久慈川	常陸大宮市、大子町
押川	大子町
茂宮川	日立市、常陸太田市
里川	常陸太田市
浅川	常陸太田市、那珂市
涸沼川	笠間市、茨城町
前川	潮来市
巴川	鉾田市、小美玉市
五行川	筑西市
八間堀川	常総市、下妻市、つくばみらい市
恋瀬川	石岡市、かすみがうら市
花園川	北茨城市
大北川	北茨城市
花貫川	高萩市、日立市
十王川	日立市
関根川	高萩市

⑤水位到達情報の伝達経路及び手段

水位到達情報の伝達経路及び手段は、(114～115 ページ) のとおり。

第4節 水防警報

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

2 洪水・高潮等の河川に関する水防警報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種 類	内 容	発 表 基 準	受 報 様 式
待 機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予報及び河川状況により必要と認めるとき	(284 ページ)
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき	(284 ページ)
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき	(284 ページ)
指 示 及 び 情 報	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報等により、又既に氾濫注意水位を越え災害の起こるおそれがあるとき	(284 ページ)
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解除した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報解除する旨を通知するもの	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき	(284 ページ)

ただし、特に水防警報を発表しない場合の処置としては発表しない理由を付して関係都県に通知するものとする。

(2) 待機の時期

待機については、次のような時期に行う。

状 況	当 該 区 域
地域的集中豪雨があったとき	上 流 部
出水初期において出水現象が休日或いは夜間に急激に起ることが予想されるとき、当該水系の上流部において非常に大きな出水となったとき	上 流 部、中 流 部
当該水系脳部において非常に大きな出水となったとき	中 流 部、下 流 部
滞水時間が長く続いているような場合水防活動を止めることは出来ないが、出動人員を減らしても差支えないと認められたとき	下 流 部
降雨状況から水位の再上昇が予想されるときに、当該基準観測所の水位が氾濫注意水位程度であって下降しはじめたとき	上流、中流、下流部
その他の事由により必要と認めたとき	上流、中流、下流部

(3) 指示の時期

指示については、その基準となるものは定め難いが次表を考慮し指示区域内の危険度並びに現地状況等を勘案して行う。次のような時期に行う。

指示内容	状 況	水 防 工 法
越 水	洪水警報によって予想された水位、あるいは上流部の水位より推定して越水のおそれが予想されるとき	「積土のう 蛇籠積」等
欠 壊	洪水時に既に発表された予報や警報、あるいは洪水規模から堤防の波かけや護岸の欠壊が想定されるとき	「木流し及び竹流し、表むしろ張」 水衝部には「川倉、聖牛」
漏 水	洪水の大きさ及び滞水時間等を、洪水予報あるいは上流側の水位から推定して漏水のおそれが予想されるとき	「月の輪、釜段工」「表むしろ張」等
亀 裂	築堤施工直後の新堤或いは基礎地盤の不良な堤防、又は洪水の滞水時間が長時間にわたる場合等の理由により亀裂の生ずるおそれがあるとき	「折返し」「つなぎ縫」 「五徳縫」等
法 崩 れ	洪水規模が大きく、かつ滞水時間が長時間にわたるとき、あるいは豪雨等により堤防が湿潤状態になることが予報、警報又は河川状況により推定されるとき	「杭打積土のう」「土のう羽口」 「五徳縫」等
そ の 他	水位の上昇下降最高水位の大きさ及びその時刻、滞水時間等の実況を示すとき	

(4) 国土交通省が行う水防警報

①水防警報を行う河川名、区域、担当官署

水系	河川名	水防警報区		発 表 者
		左 岸	右 岸	
利根川	利根川	自 群馬県伊勢崎市柴町字小泉 1555 番地先 至 茨城県取手市新町 5 丁目 24-7 地先	自 群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前 70 番 6 地先 至 千葉県我孫子市青山字中新畑 1646 番 1 地先	利根川上流 河川事務所長
	利根川	自 茨城県取手市新町 5 丁目 24-7 地先 至 海（常陸川水閘門下流部含む）	自 千葉県我孫子市青山字中新畑 1646 番 1 地先 至 海（常陸川水閘門下流部含む）	利根川下流 河川事務所長
	渡良瀬川	自 栃木県栃木市藤岡町藤岡字山合 5879 番 3 地先東武鉄道橋上流端 至 幹川合流点	自 栃木県栃木市藤岡町藤岡字鷲原 5721 番 11 地先東武鉄道橋上流端 至 幹川合流点	利根川上流 河川事務所長
	鬼怒川	自 栃木県塩谷郡塩谷町大字風見 1201 番 16 地先 至 幹川合流点	自 栃木県宇都宮市宮山田町 字カハタニ 1302 番地先 至 幹川合流点	下館河川 事務所長
	小貝川	自 栃木県芳賀郡益子町大字長堤字下田 2435 番地先 至 茨城県龍ケ崎市川原代町 88 番 3 地先	自 栃木県真岡市大字根本 2169 番地先 至 茨城県取手市宮和田字東正寺裏 524 番 2 地先	〃
	大谷川	自 茨城県筑西市大字野殿字大道下 361 番 2 地先(野殿橋上流端) 至 小貝川合流点	自 茨城県筑西市大字野殿字根田 1577 番 3 地先(野殿橋上流端) 至 小貝川合流点	下館河川 事務所長
	小貝川	自 茨城県龍ケ崎市川原代町 88 番 3 地先 至 幹川合流点	自 取手市宮和田字東正寺裏 524 番 2 地先 至 幹川合流点	利根川下流 河川事務所長
	江戸川	自 幹川からの分派点 至 千葉県野田市岡田 1084 番地先	自 幹川からの分派点 至 埼玉県春日部市新宿新田 100 番 1 地先	江戸川河川 事務所長
	常陸 利根川	自 茨城県潮来市永山字葎場 170 番 1 地先 至 常陸川水門	自 茨城県潮来市永山字向津 65 番 3 地先 至 常陸川水門	霞ヶ浦河川 事務所長
	霞ヶ浦 (西浦)	霞ヶ浦（西浦）	霞ヶ浦（西浦）	霞ヶ浦河川 事務所長
那珂川	北 浦 (鰯川含)	北 浦	北 浦	〃
	那珂川	自 栃木県大田原市亀久字大平 419 番地 4 地先 至 海	自 栃木県大田原市佐良土字野島 2835 番 1 地先 至 海	常陸河川国道 事務所長
	桜 川	自 茨城県水戸市千波町字千波山 2486 番 2 地先(千波大橋上流端) 至 幹川合流点	自 茨城県水戸市中央二丁目 3020 番 2 地先(千波大橋上流端) 至 幹川合流点	〃
	藤井川	自 茨城県水戸市藤井町字下高畑 92 番 4 地先(藤井新橋上流端) 至 幹川合流点	自 茨城県水戸市飯富町字塙下 54 番 1 地先 (藤井新橋上流端) 至 幹川合流点	〃
久慈川	湫沼川	自 茨城県東茨城郡茨城町大字下石崎字海東 2995 番 2 地先 至 幹川合流点	自 茨城県東茨城郡大洗町神山町字神山 5233 番地先 至 幹川合流点	〃
	久慈川	自 常陸太田市辰ノ口字水門 2079 番 1 地先の 辰ノ口堰 至 海	自 常陸太宮市大字岩崎字岩花下 1111 番 1 地先の辰ノ口堰 至 海	〃
	山田川	自 常陸太田市和田町字下川原 1562 番地先の 芦間堰 至 幹川合流点	自 常陸太田市東連地町字道下 2、109 番 1 地先の芦間堰 至 幹川合流点	〃
	里 川	自 茨城県常陸太田市茅根町字川原 240 番地先 至 幹川合流点	自 茨城県常陸太田市瑞龍町字大平 2959 番 1 地先 至 幹川合流点	〃

②水防警報の対象となる基準水位観測所

水系	河川名	基準水位 観測所名	所在地	位置	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	計画 高水位
利根川	利根川	栗橋	埼玉県久喜市栗橋	右岸河口から 130.5km 下 100m	5.00	7.60	9.20	9.90
		芽吹橋	千葉県野田市目吹	右岸河口から 104.0km 上 116.3m	5.00	6.90	7.40	7.94
		取手	取手市新町	左岸河口から 85.0km 上 300m	5.40	6.90	7.40	7.93
		押付	北相馬郡利根町押付新田	左岸河口から 78.5km	5.75	7.10	7.80	8.03
		須賀	千葉県印旛郡栄町和田	右岸河口から 66.5km 下 140m	4.95	—	—	7.40
		横利根	稲敷市西代	左岸河口から 40.0km 上 80m	2.85	3.90	4.40	5.02
	渡良瀬川	古河	古河市桜町	左岸幹川合流点から 3.5km 上 83m	4.70	8.90	9.70	9.72
	鬼怒川	川島	筑西市女方	左岸合流点から 45.5km 上 145m	1.10	2.40	3.40	5.907
	鬼怒川	鬼怒川 水海道	常総市水海道本町	左岸合流点から 10.5km 上 450m	3.50	5.30	6.00	7.332
	小貝川	三谷	栃木県真岡市高田	右岸 71.4km 下 50m	1.80	2.90	3.20	3.380
		黒子	筑西市西保末	右岸 53.4km 上 31m	3.80	5.10	5.80	6.082
		上郷	常総市本豊田	右岸 35.6km 上 115m	3.60	4.90	5.30	5.542
		小貝川 水海道	常総市水海道淵頭町	右岸 22.6km 下 39m	4.60	6.10	6.50	6.596
	江戸川	西関宿	埼玉県幸手市西関宿	右岸河口から 58.0km 上 410m	6.10	8.10	8.90	9.121
	常陸利根川 (北利根川)	出島	かすみがうら市坂	霞ヶ浦中岸 20.50km 下 10m	2.10	2.50	2.60	2.85
	霞ヶ浦 (西浦)							
	横利根川	新横利根	稲敷市八筋川	横利根川 右岸 3.25km 上 150m	1.40	—	1.50	1.50
	常陸利根川 (常陸川・外浪逆浦合)	白浜	行方市白浜	北浦右岸 14.50km 上 100m	2.10	2.50	2.60	2.85
	鰐川							
	北浦							
	那珂川	小口	栃木県那須郡那珂川町小口	左岸河川から 82.0km	5.00	5.00	5.50	9.67
	藤井川	野口	常陸大宮市野口	左岸河口から 38.0km 上 275m	3.50	4.10 4.20	4.50 4.70	7.56
	那珂川	水府橋	水戸市根本	右岸河口から 12.0km 上 387m	4.00	5.40	5.80	8.36
	桜川					7.80	8.10	8.36
	涸沼川					5.20	5.70	8.36
	久慈川	富岡	常陸大宮市富岡	左岸河口から 25.5m 上 120m	2.50	2.90	3.50	6.09
		神橋	日立市下土木内町	〃 6.0km 上 200m	3.70	6.30	6.70	7.54
	山田川	常井橋	常陸太田市大方町	右岸幹川合流点から 7.0km 上 82m	3.00	3.50	3.80	4.45
	里川	機初	常陸太田市幡町	左岸幹川合流点から 4.5km 上 50m	3.00	3.00	3.10	4.60

水系	河川名	基準水位 観測所名	所在地	位置	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	計画 高水位
利根川	常陸利根川 (北利根川)	出島	かすみがうら市坂	霞ヶ浦中岸 20.50km 下 10m	2.10	2.50	2.60	2.85
	霞ヶ浦 (西浦)							
	横利根川	新横利根	稲敷市八筋川	横利根川 右岸 3.25km 上 150m	1.40	—	1.50	1.50
	常陸利根川 (常陸川・外浪逆浦合)	白浜	行方市白浜	北浦右岸 14.50km 上 100m	2.10	2.50	2.60	2.85
	鰐川							
	北浦							
那珂川	那珂川	小口	栃木県那須郡那珂川町小口	左岸河川から 82.0km	5.00	5.00	5.50	9.67
	藤井川	野口	常陸大宮市野口	左岸河口から 38.0km 上 275m	3.50	4.10 4.20	4.50 4.70	7.56
	那珂川	水府橋	水戸市根本	右岸河口から 12.0km 上 387m	4.00	5.40	5.80	8.36
	桜川					7.80	8.10	8.36
	潤沼川					5.20	5.70	8.36
久慈川	久慈川	富岡	常陸大宮市富岡	左岸河口から 25.5m 上 120m	2.50	2.90	3.50	6.09
		榑橋	日立市下土木内町	〃 6.0km 上 200m	3.70	6.30	6.70	7.54
	山田川	常井橋	常陸太田市大方町	右岸幹川合流点から 7.0km 上 82m	3.00	3.50	3.80	4.45
	里川	機初	常陸太田市幡町	左岸幹川合流点から 4.5km 上 50m	3.00	3.00	3.10	4.60

(注) 大子工務所長は久慈川、大子水位標の水位について第9章第2節により国土交通省常陸河川国道事務所長に報告すること。

③水防警報の発表形式

発表形式は、(284 ページ) のとおり。

④水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は、(106～113 ページ) のとおり。

(5) 都道府県が行う水防警報

①水防警報を行う河川名、区域、担当官署

水系	河川名	水防警報区		発表者
		左岸	右岸	
利根川	桜川	自 土浦市田土部 629 番 1 至 霞ヶ浦流入点まで	自 つくば市栗原 325 番 5 至 霞ヶ浦流入点まで	土浦土木事務所長
	五行川	自 筑西市落合字穴川 1288 番 1 地先 (栃木県境) 至 筑西市蔵字蔵 557 番 1 地先 (小貝川合流点)	自 筑西市樋口字粗哉田 130 番 1 地先 (栃木県境) 至 筑西市東榎生字東榎生 1194 番 2 地先 (小貝川合流点)	筑西土木事務所長
	八間堀川	自 常総市館方字 948 番地先 (下妻市境) 至 常総市水海道橋本町字新堀南 3177 番の 1 地先まで (鬼怒川合流点)	自 常総市若宮戸字 2258 番地先 (下妻市境) 至 常総市水海道橋本町新堀北 3704 番 1 地先まで (鬼怒川合流点)	常総工務事務所長

水系	河川名	水防警報区		発 表 者
		左 岸	右 岸	
利根川	巴 川	自 銚田市上富田 126 番 1 地先 (本田橋) 至 銚田市畑田 2895 番地先 (北浦流入点)	自 小美玉市下吉影 275 番 1 地先 (本田橋) 至 銚田市串挽 2838 番 3 地先 (北浦流入点)	銚 田 工 事 事 務 所 長
	前 川	自 潮来市大洲字大洲 1633 番地先 至 潮来市潮来字大江間東 3243 番 2 地先 (常陸利根川合流点)	自 潮来市曲松南 2233 番 1 地先 至 潮来市潮来字内洲 3239 番 39 地先 (常陸利根川合流点)	潮 来 土 木 事 務 所 長
	恋 瀬 川	自 かすみがうら市高倉字高倉 1750 番 地先 (五輪堂橋) 至 石岡市高浜字石津 730 番 1 地先 (霞ヶ浦流入点)	自 石岡市半田字五輪堂 6 番 2 地先 (五輪堂橋) 至 石岡市高浜字向田 1491 番 3 地先 (霞ヶ浦流入点)	土 浦 土 木 事 務 所 長
那珂川	澗 沼 川	自 笠間市笠間 411 番 1 地先 (国道 50 号) 至 茨城町上石崎 5335 番地先 (澗沼大橋)	自 笠間市金井 61 番 1 地先 (国道 50 号) 至 茨城町海老沢 597 番 3 地先 (澗沼大橋)	水 戸 土 木 事 務 所 長
久慈川	久 慈 川 (大子町)	自 大子町大字川山字滝下 1122 番 1 地先(福島県境) 至 大子町大字盛金字タテノ 1512 番 1 地先	自 大子町大字川山字見落 1047 番 11 地先(福島県境) 至 大子町大字盛金字毛ノ瀬 1718 番地先	大 子 工 務 所 長
	久 慈 川 (常陸大宮市)	自 常陸大宮市大字盛金字東道沢口 1324 番 1 地先 至 常陸大宮市大字辰の口字堰場 2078 番地先(辰の口堰上流端)	自 常陸大宮市大字盛金字森金 1745 番地先 至 常陸大宮市大字岩崎字入ノ内下 1199 番 1 地先(辰の口堰上流端)	常陸大宮土 木事務所長
	押 川	自 大子町大字上金沢字高平 1186 番 1 地先 (栃木県境) 至 大子町大字大子字横谷河原 777 (久慈川合流点)	自 大子町大字上金沢字入山 1180 番地先 (栃木県境) 至 大子町大字大子字小久慈 1898-12 (久慈川合流点)	大 子 工 務 所 長
	里 川	自 常陸太田市町屋町ヌリコ沢 1958 番 2 地先 至 常陸太田市茅根町字川原 208 番地先	自 常陸太田市西河内下町字日照田 22 番 2 地先 至 常陸太田市常福地町字堰の上 979 番 4 地先	常陸太田工 事事務所長
	浅 川	自 常陸太田市中利員町字久根下 1630 番 5 地先(久根下橋) 至 常陸太田市中野町字駄合地 649 番地先 (久慈川合流点)	自 常陸太田市中利員町字慶安寺 3014 番地先(久根下橋) 至 常陸太田市中野町字丹波川原 1382 番 1 地先(久慈川合流点)	常陸太田工 事事務所長
	茂 宮 川	自 常陸太田市大森町字元内 1210 番 3 地先(亀作川合流点) 至 日立市久慈町 4 丁目 141 番地先 (国道 245 号)	自 常陸太田市小目町字八石田 3080 番地先(亀作川合流点) 至 日立市留町字北河原 2435 番 17 地先(国道 245 号)	高 萩 工 事 事 務 所 長
二級	花 園 川	自 北茨城市華川町小豆畑(塩平橋) 至 北茨城市豊田(大北川合流点)まで	自 北茨城市華川町小豆畑(塩平橋) 至 北茨城市豊田(大北川合流点)まで	高 萩 工 事 事 務 所 長
	大 北 川	自 北茨城市中郷町石岡(孝行橋) 至 河口まで	自 北茨城市中郷町松井(孝行橋) 至 河口まで	〃
	花 貫 川	自 ダムサイト 至 河口まで	自 ダムサイト 至 河口まで	〃

水系	河川名	水防警報区		発 表 者
		左 岸	右 岸	
二 級	十 王 川	自 日立市十王町友部 1796 (常磐自動車道) 至 河口	自 日立市十王町友部 1293-6 (常磐自動車道) 至 河口	高 萩 工 事 事 務 所 長
	関 根 川	自 高萩市上手綱 3395 番地先 (関根前川合流点) 至 河口	自 高萩市上手綱 600 番地先 (関根前川合流点) 至 河口	〃

②水防警報の対象となる基準水位観測所

水系	河 川 名	基準水位 観測所名	所 在 地	位 置	水防団 待機水位	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避 難 判断水位	氾 濫 危険水位 (洪水特別警戒水位)	計画 高水位
利根川	桜 川	桜 橋 (田 土 部)	土浦市田土部	右岸河口から 11.5 k m	4.00	4.30	4.50	5.50	6.66
		匂 橋	土浦市桜町		2.41	2.91	—	—	—
	五 行 川	桂 橋	筑西市樋口	小貝川合流点から 10.09 k m	1.16	1.69	2.36	2.75	3.50
		仙 在	筑西市稲野辺	小貝合流点から 4.01 k m	1.85	2.38	3.09	3.63	4.51
	八間堀川	三 坂 新 田	常総市三坂新田町	鬼怒川合流点から 6.80 k m	3.38	3.64	4.04	4.25	—
	巴 川	北 浦 橋	銚田市串挽		2.20	2.70	3.30	3.43	3.58
	前 川	潮 来 大 橋	潮来市潮来		1.50	1.60	1.70	1.80	1.87
	恋 瀬 川	石 岡	石岡市石岡		2.60	3.00	3.70	4.20	4.90
那珂川	涸 沼 川	間 黒	笠間市日向片庭町	那珂川合流点から 上流 46.0 k m	2.10	2.50	2.63	3.02	3.22
		加 賀 田	笠間市下加賀田	那珂川合流点から 上流 37.2 k m	2.30	2.80	3.58	3.92	4.06
		高 橋	茨城町奥谷	那珂川合流点から 上流 20.9 k m	3.10	3.30	4.24	4.71	5.29
久慈川	久 慈 川	下 野 宮	大子町下野宮		2.60	2.80	3.10	3.40	5.76
		久 慈 川 橋	大子町大子		3.30	3.70	4.10	4.50	7.82
		下 津 原 橋	大子町袋田		4.70	5.00	6.20	6.70	9.17
		舟 生 橋	常陸大宮市山方家和楽	河口から 上流 41.32 k m	2.20	2.80	3.30	3.60	6.73
	押 川	上 岡	大子町上岡		1.90	2.10	2.70	2.80	3.98
	浅 川	大 方	常陸太田市大方		2.19	2.66	3.11	3.24	4.17
	里 川	町 屋	常陸太田市町屋		1.90	2.50	2.70	3.00	4.20
	茂 宮 川	大 和 田	日立市大和田町		2.10	2.40	2.80	3.10	3.98
二 級	花 園 川	上 小 津 田	北茨城市華川町上小津田	大北川合流点から 上流 6.0 k m	1.00	1.10	1.30	1.50	—
		豊 田	北茨城市華川町白場	大北川合流点から 上流 0.7 k m	1.60	2.00	2.80	3.20	5.00
	大 北 川	石 岡	北茨城市中郷町石岡	河口から 上流 5.2 k m	0.70	0.80	0.90	1.30	4.00
		磯 原	北茨城市中郷町上桜井	河口から 上流 1.9 k m	2.30	2.60	3.00	3.50	5.00
	花 貫 川	島 名	高萩市島名	河口から 上流 3.6 k m	2.00	2.40	2.80	3.10	3.40

水系	河川名	基準水位 観測所名	所在地	位置	水防団 待機水位	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位 (洪水特別警戒水位)	計画 高水位
二級	十王川	伊師本郷	日立市十王町伊師本郷		1.50	1.70	2.00	2.40	3.20
	関根川	下手綱	高萩市島名		1.50	1.70	2.00	2.30	4.00

③水防警報の発表形式

発表形式は、(312 ページ) のとおり。

④水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は、(114～115 ページ) のとおり。

(6) 水防警報の通報責任者、受報責任者

A 基本系

水系名	河 川 名	基準水位観測所名	通 報 責 任 者	受 報 責 任 者
利根川	利 根 川	栗 橋	利根川上流河川事務所防災対策課長	茨 城 県 河 川 課 長
	〃	芽 吹 橋	〃	〃
	〃	取 手	利根川下流河川事務所流域治水課長	〃
	利根川、小貝川	押 付	〃	〃
	利根川、長門川	須 賀	〃	〃
	利根川、常陸利根川	横 利 根	〃	〃
	渡 良 瀬 川	古 河	利根川上流河川事務所防災対策課長	〃
	鬼 怒 川	川 島	下 館 河 川 事 務 所 建 設 専 門 官	〃
	〃	鬼 怒 川 水 海 道	〃	〃
	小 貝 川	三 谷	〃	〃
	〃	黒 子	〃	〃
	〃	上 郷	〃	〃
	〃	小 貝 川 水 海 道	〃	〃
	大 谷 川	黒 子	〃	〃
	江 戸 川	西 関 宿	江戸川河川事務所防災対策課長	〃
	常陸利根川（北利根川）、霞ヶ浦（西浦）	出 島	霞ヶ浦河川事務所流域治水課長	〃
	常 陸 利 根 川 （常陸川・外浪逆浦） 鰐 川 、 北 浦	白 浜	〃	〃
	横 利 根 川	新 横 利 根	〃	〃
久慈川	久 慈 川	富 岡	常陸河川国道事務所地域防災調整官	〃
	〃	榊 橋	〃	〃
	山 田 川	常 井 橋	〃	〃
	里 川	機 初	〃	〃
那珂川	那珂川、藤井川	野 口	〃	〃
	那珂川、桜川 涸 沼 川	水 府 橋	〃	〃

B 協力系

水 系 名	河 川 名	基準水位観測所名	通 報 責 任 者	受 報 責 任 者
利 根 川	利 根 川	栗 橋	利根川上流河川事務所防災対策課長	境 工 事 事 務 所 長
	〃	芽 吹 橋	〃	竜ヶ崎工事事務所長
	〃	〃	〃	常総工事事務所長
	〃	〃	〃	境 工 事 事 務 所 長
	〃	取 手	利根川下流河川事務所流域治水課長	竜ヶ崎工事事務所長
	利根川、小貝川	押 付	〃	〃
	利 根 川	須 賀	〃	〃
	〃	横 利 根	〃	〃
	〃	〃	〃	潮来土木事務所長
	常 陸 利 根 川	横 利 根	〃	〃
	渡 良 瀬 川	古 河	利根川上流河川事務所防災対策課長	境 工 事 事 務 所 長
	鬼 怒 川	川 島	下 館 河 川 事 務 所 建 設 専 門 官	筑西土木事務所長
	〃	〃	〃	常総工事事務所長
	〃	鬼 怒 川 水 海 道	〃	〃
	〃	〃	〃	土浦土木事務所長
	〃	〃	〃	竜ヶ崎工事事務所長
	小 貝 川	三 谷	〃	筑西土木事務所長
	〃	黒 子	〃	〃
	〃	〃	〃	土浦土木事務所長
	〃	〃	〃	常総工事事務所長
	〃	上 郷	〃	〃
	〃	〃	〃	土浦土木事務所長
	〃	小 貝 川 水 海 道	〃	〃
	〃	〃	〃	常総工事事務所長
	〃	〃	〃	竜ヶ崎工事事務所長
	大 谷 川	黒 子	〃	筑西土木事務所長
	江 戸 川	西 関 宿	江戸川河川事務所防災対策課長	境 工 事 事 務 所 長
	常陸利根川（北利根川）、 霞ヶ浦（西浦）	出 島	霞ヶ浦河川事務所流域治水課長	潮来土木事務所長
	〃	〃	〃	土浦土木事務所長
	〃	〃	〃	竜ヶ崎工事事務所長
	〃	〃	〃	鉾田工事事務所長

第5章 水位の観測、通報及び公表

第1節 水位の観測、通報及び公表

1 水位観測所

県内の水位観測所は、茨城県管理の水位観測所が127箇所あるほか、他の量水標管理者が管理する水位観測所が82箇所ある。

詳細は、(92 ページ) のとおりである。

2 潮位観測所

県内の潮位観測所は、茨城県管理の潮位観測所が3箇所あるほか、他の量水標管理者が管理する潮位観測所が2箇所ある。

詳細は、(283 ページ) のとおりである。

3 水位の通報

県は、水防情報テレメーターシステムにより、水位の状況を水防関係機関に通報する。

4 欠測時の措置

(1) 量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知すること。

(2) 欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関等に周知すること。

第2節 雨量の観測及び通報

1 雨量観測所

県内の雨量観測所は、茨城県管理の雨量観測所が64箇所ある。また、気象庁管理の雨量観測所が23箇所ある。

詳細は、(280～281 ページ) のとおりである。

2 雨量の通報

県は、水防情報テレメーターシステムにより、雨量の状況を水防関係機関に提供する。

第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトでPC やスマートフォン、携帯電話から確認することができる。

(1) 気象情報

気象庁

- ・ あなたの町の防災情報
<https://www.jma.go.jp/bosai/>
- ・ 気象警報・注意報
<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning>
- ・ アメダス
<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas>
- ・ 雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）
<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>
- ・ 洪水キキクル
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>
- ・ 浸水キキクル
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>
- ・ 大雨キキクル
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:heavyrain>
- ・ 流域雨量指数の予測値
https://www.jma.go.jp/bosai/floodindex/#area_type=offices&area_code=080000

(2) 雨量・河川水位

①国土交通省

- ・ 川の防災情報
<https://www.river.go.jp/>

②茨城県

- ・ 茨城県土木部雨量・河川水位情報
【PC 版】 <http://www.kasen.pref.ibaraki.jp/>
【PC 版】 <http://www.kasen.pref.ibaraki.jp.cache.yimg.jp/>（つながりにくい場合）
【スマートフォン版】 <https://kasen-pref-ibaraki.jp/>
【携帯版】 <http://www.kase.pref.ibaraki.jp/mb/>
- ・ 茨城県河川課テレホンサービス
029-301-6312、6314、6362、6364

(3) 潮位・波高

①国土交通省

- ・ 海の防災情報（全国港湾海洋波浪情報網）
【PC 版】 <http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>
【スマートフォン・携帯版】 <http://nowphas.mlit.go.jp>

②国土交通省防災情報提供センター

- ・潮位情報リンク

http://www.jma.go.jp/jp/choi/bosai/choui_map.html

③気象庁

- ・潮位観測情報

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=tidelevel>

- ・海洋の健康診断表

<https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index.html>

(4) 防災情報

茨城県

- ・茨城県防災・危機管理ポータルサイト

<https://www.bousai.ibaraki.jp/>

第7章 ダム、水門等の操作

第1節 ダム・水門等

1 河川区間のダム・水門（洪水）

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作（治水協定に基づく事前放流を含む）を行うものとする。

2 河口部・海岸部の水門・閘門（津波・高潮）

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、大津波警報、津波警報が発表された場合には安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

3 農業用取水堰、水閘門、及びため池等の操作

- (1) 水防上の主要農業用取水堰、水閘門、ため池等は（256～266 ページ）のとおりであるが、通常の点検、地震発生時の点検、洪水時における操作、措置等については的確に行われるよう水防管理者はその管内にある施設について、その施設の管理者と協議し、その方法、連絡等を水防計画及び防災計画に定め水防活動が適切に行われるよう措置するものとする。
- (2) 農業用ため池は、防災重点ため池を対象とする。（人家・公共施設・公共道路への被害が想定されるため池）
- (3) 水防管理者は農業用取水堰、水閘門、ため池等について出水の状況により、その状態を所轄土木事務所に連絡するものとする。

第2節 操作の連絡

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所管土木事務所等、下流地域等の水防管理団体、鉄道関係機関等に迅速に連絡するものとする。

「異常洪水時防災操作」はダム操作の状態に関する表現として引き続き使用するが、緊急時に呼びかける際には、ワンフレーズでその意味が受け手に理解されるよう、関係機関への通知等において「緊急放流」を使用する。緊急時とは、異常洪水時防災操作に移行する可能性があるとき（実施するときを含む）であり、関係機関への通知・情報提供をはじめ、関係自治体へのホットライン、報道発表・記者会見などの場面を想定している。

第3節 連絡系統

連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

第8章 通信連絡

第1節 通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は、以下のとおりとする。

- (1) 水防時の連絡系統 (79～80 ページ)
- (2) ダム放流等連絡系統 (345～348 ページ)

第2節 災害時優先の取扱い

災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時は約90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は、法第27条第2項及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項に基づき災害時優先通信を利用することができる。

利用にあたっては、電気通信事業者（NTT東日本茨城支店長）へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

第3節 その他の通信施設の使用

その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。

- (1) 茨城県防災行政無線 (349～362 ページ)
- (2) 茨城県水防無線 (〃 ページ)
- (3) 国土交通省無線（多重回線）(365 ページ)

第4節 通信連絡施設等の整備強化

県及び水防管理団体は、水防時においても情報及び連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努めるものとする。

また無線、有線等連絡施設を有しない資材備蓄場、水防作業現場等で近距離のものについては、自転車（オートバイ）伝令等により連絡の確保を図るものとする。

第5節 水防管理団体の通信連絡

水防管理団体は、迅速に通信連絡を図るとともに、電話不通時に備えての対策を講じておくものとするほか、水防団及び消防機関等との連絡のために電話（所有者）又は有線放送等を水防時に使用することを協定し、非常通話ができるよう措置しておくものとする。

第9章 水防施設及び輸送

第1節 器具、資材及び設備の整備

1 水防管理団体管理水防倉庫及び資器材

- (1) 水防管理団体は、水防の必要が予想される区域に水防倉庫その他の資材等備蓄場を設け、次表基準に示す器具、資材等を整備するとともに、その緊急調達の方法について予め定めておくものとする。なお各水防管理団体の水防倉庫及び備蓄資器材は（273～277 ページ）のとおりである。

水防倉庫一棟当り備蓄水防資器材基準

品 目	単位	数 量	摘 要	品 目	単位	数 量	摘 要
かけ 掛 や 矢	丁	2 以上		メガホン	個		必 要 量
たこ 蛸 つち 槌	〃	1 〃		杭 木	本	50 以上	長短こみ
かな 金 つち 槌	〃	1 〃		合成せんい 土のう又は 空 土 俵	袋	1,000 〃	
スコップ 又は円ピ	〃	2 〃					
竹とげ鎌	〃	2 〃		縄	Kg	10 〃	
照明施設	基		必要量	鉄 線	〃	10 〃	
おの 斧 または 鉋	丁	1 以上		かすがい	丁	20 〃	
救 命 具	着		必要量	むしろ又は こもシート	枚	50 〃	
のこぎり 鋸	丁	1 以上		竹	本	100 〃	伐採先を選定 しておく

- (2) 水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、各農家、農業関係倉庫等の手持量を調査し、資材業者を登録し、並びに緊急時に調達しうる数量を確認して、その補給に備えること。また、備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておくものとする。
- (3) 水防管理者は、備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を国土交通省河川事務所長又は所轄土木事務所長等の承認を受けて使用することができる。
- なお、国土交通省河川事務所長及び所轄土木事務所長等は、予備鍵の貸与等をあらかじめ水防管理者と協議して、緊急時に迅速な対応ができるよう努めるものとする。

2 県管理水防倉庫及び備蓄水防資器材

- (1) 県は、水防管理団体の行う水防作業を援助するため、（278 ページ）の水防倉庫及び備蓄資器材（以下「県有備蓄材」という）を整備しておく。
- (2) 県有備蓄材の使用は、水防管理者の要請により、所轄土木事務所長が決定する。
- (3) 土木事務所長等は、県有備蓄材を使用したときは、その品目、数量及び購入金額を、水防管理者が提出する水防活動実施報告書（342～343 ページ）に添付するものとする。

3 備蓄水防資器材の現況報告

土木事務所長等及び水防管理者は、1 月末日現在の所轄備蓄水防資器材を調査確認し、その結果を別表様式（344 ページ）により知事に報告しなければならない。

- (1) 水防管理者は、2 月 25 日までに報告書を所轄土木事務所長等へ提出しなければならない。
- (2) 土木事務所長等は、管内の水防管理団体分をとりまとめ県管理分とともに、3 月 1 日までに知事へ提出しなければならない。

第2節 輸送の確保

非常の際、水防資器材、作業員その他の輸送を確保するため、土木事務所長等は、管内水防管理団体との輸送経路及び水防管理団体相互間の輸送計画をあらゆる事態を考慮して樹立しておくものとする。

また水防管理団体は、管内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して次のような輸送経路を決定しておくとともに、あらかじめ土木事務所等、警察署、輸送業者及びその他の関係機関と協議しておくものとする。

第10章 水防活動

第1節 県及び水防管理団体の水防活動

- (1) 本庁並びに土木部の各出先機関は、水戸地方気象台から大雨、氾濫、高潮、津波等の警報が発表された時は速やかに水防準備配備要領（50 ページ）に基づき水防活動に従事するものとする。
- (2) 前項の配備中において、関東地方整備局から大雨、氾濫、高潮、津波等により被害の起るおそれがあることが予想される場合には、水防非常配備体制（48～49 ページ）をとり水防活動に万全を期するものとする。ただし状況により緊急の場合は現地指導班長が、その管内の水防非常配備を行うことができる。この場合速やかに本部長にその旨を報告するものとする。
- (3) 水防管理団体は、水防本部の前項に準じた体制をとるとともに、水防警報が発表されたとき及び必要と認めたときは、あらかじめ定められた計画により直ちに所轄水防団又は消防機関を出動させ、警戒配備につかせるものとする。この場合には、速やかに所轄管理者及び水防本部長に報告しなければならない。
- (4) 本部員の注意事項
 - ①水防本部員は、勤務時間以外であっても常に気象状況に留意し、準備配備体制の発令が予測されるときは、自主的に出勤しなければならない。
 - ②配備指令の発令後は、出来る限り外出を避け待機しなければならない。
 - ③非常時勤務者は、交替者が引き継ぎを完了するまではその勤務場所を離れてはならない。
 - ④交替者は、あらかじめ自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防事務に支障をきたさないようにしなければならない。
 - ⑤この指令は、事態に応じて第1配備体制から直ちに第3配備体制を発令する場合もある。

本庁並びに各出先機関がとる水防非常配備体制と活動内容

種類	体制区分	発令基準	主な活動内容	体制内容	水防配備発令者
準備配備体制	(待機)	(1) 水戸地方気象台から氾濫、大雨、高潮、波浪のレベル3・4相当の警報、気象庁から津波警報が発表されたとき。 (2) 雨量、水位、その他の状況等により出水又は水位の上昇等が予測され待機する必要があるとき又は、出動期間が長引き、引き続き監視体制をとる必要があるとき。 (3) 気象庁、関東地方整備局から発表があったとき並びに、本部長又は現地指導班長から気象予報等により必要と認め指令があったとき。	気象情報の収集、観測、連絡等水防事務を行うとともに、管内を巡視し状況を把握し直ちに非常体制をとることが出来る体制。	左記活動に支障をきたさない程度の人員とする。	水防本部事務局又は現地指導班長
非常配備体制	第1配備体制(準備)	(1) 水戸地方気象台からレベル3・4相当の警報及び危険警報が発表され、氾濫、暴風、高潮、津波等の起こるおそれが予想され、その状況から必要と認めたとき。 (2) 気象庁、関東地方整備局から発表があったとき並びに本部長又は現地指導班長から指令があったとき。	情報の収集、雨量、水位等の観測及び連絡に当り、事態の推移によっては、資器材、危険箇所、輸送路等の点検、確認を行い、直ちに指導、その他の活動ができる体制。	左記活動に支障をきたさない範囲の人員とする。	
	第2配備体制(出動)	(1) 水戸地方気象台からレベル3・4相当の警報及び危険警報が発表され、雨量、水位、その他の状況から、通報水位を越え警戒水位を越えるおそれが予想されるとき。 (2) 強風、高潮、津波等により、災害が起こるおそれが予想されその状況から必要と認めたとき。 (3) 気象庁、関東地方整備局から発表があったとき並びに、本部長又は現地指導班長から指令があったとき。	情報の収集、観測、連絡等を行うと共に、堤防その他を巡視し厳重な警戒に当り、その状況によっては危険箇所の早期水防活動ができる体制。	所属人員の約1/3とする。	水防本部指揮監又は現地指導班長
非常配備体制	第3配備体制(指示)	(1) 水戸地方気象台からレベル5相当(氾濫、大雨、土砂災害、高潮)特別警報が発表され、暴風、高潮、津波、波浪等により、災害が起こるおそれが予想されるとき。 (2) 強風、高潮、津波、波浪等により、災害が起こるおそれが予想されるとき (3) 気象庁、関東地方整備局から発表があったとき、並びに本部長又は現地指導班長からの指令があったとき。	情報の収集、観測、連絡等は基より堤防、その他危険箇所等の厳重な警戒に当たるとともに水防活動(工法作業)	所属人員の約1/2とする。	水防本部長又は現地指導班長
解除		(1) 氾濫注意水位以下に下降したとき又はレベル3氾濫警報(レベル3氾濫警戒情報)以上であっても危険がなくなり水防活動を行なう必要が解消したと認めるとき。 (2) 気象庁、関東地方整備局から解除の発表があったとき並びに本部長又は現地指導班長から解除の指令があったとき。	情報の収集、被害調査、連絡、報告等、の水防事務(事後の処理)ができる体制。	左記に支障をきたさない程度の人員とする。	水防本部事務局又は現地指導班長

※ 準備配備体制のうち、自宅待機は勤務時間外において水防本部の指令に基づき直ちに勤務体制のとれる状態とする。 地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて氾濫警戒情報を発表する。
--

- (1) 水戸地方気象台の発表とは（12 ページ）の発表基準によるものである。
 - (2) 関東地方整備局からの発表とは（21 ページ）の発表基準によるものである。
 - (3) 本部長（知事）の指令とは、前項(1)、(2)に準じて発表するもの並びに気象状況、地震等から必要と認め本部長が発表するものである。
- (5) 水防準備配備
- ① 県の水防準備配備については、次の要領により行うものとする。
 - ② 水防管理団体における水防準備配備についても「水防非常配備」体制に入るまでの情報、連絡、報告等に支障が生じないよう水防計画に要領を定め、水防活動を円滑に行うものとする。

茨城県水防準備配備要領

(総 則)

第1条 常時勤務から水防体制への切替えを确实迅速に行い水防計画に定める水防「**非常配備体制**」に入るまでの水防活動を行うものとする。

(構成要員及び人員配置)

第2条 構成要員は本庁においては土木部関係各課員（河川課、道路維持課、港湾課、都市整備課、下水道課）及び土木関係事務所員とし情報、連絡、観測、報告等に支障をきたさない程度の人員を配置する。

(配備体制時期)

第3条 配備始期は水戸地方気象台から次の通報があったときとする。レベル3大雨警報、レベル3氾濫警報、レベル3高潮警報、津波警報、大津波警報、波浪警報若しくは大雨、氾濫、高潮、津波、波浪に関する注意報が発表され、本部長又は現地指導班長が必要と認めるとき。

2 配備終期は前記予報が解除されたとき、又は水防計画に定める水防「**非常配備体制**」に入ったときとする。

(水防業務)

第4条 管内の気象状況を把握し関係各機関と水防体制上必要な事項の相互連絡指示等の事務を行う。

関係機関名

(1) 知事部局

防災・危機管理課

(2) 国及び出先

国土交通省及びその出先機関

(3) 警察

茨城県警察本部警備課

2 土木部内の情報連絡

土木部関係各課、土木部出先機関相互間において下記事項について情報連絡を行う。

(1) 水防準備配備の開始及び解除の伝達

(2) 雨量及び各河川の水位並び海岸潮位の観測

(3) 被害状況（公共土木施設、一般被害）報告及び受理

3 報 告

国土交通省防災課へ電子メール等で災害報告（河川課）

(時間外配備)

第5条 時間外に第3条の警報が発令され又は発令が予測されるときは、配備要員は自動的に配備につくものとし、引継を完了するまで勤務するものとする。

(茨城県水防配備発令様式)

本 部 長		副 本 部 長		指 揮 監		副 指 揮 監	
本 部 付						課 員	
河川課長	道路維持課長	港湾課長	都市整備課長	下水道課長	監理課長		

水 防 配 備 発 令																	
種 類	準備配備	待 機	自宅待機														
	非常配備	第 1 配備 (準備)	第 2 配備 (出動)	第 3 配備 (指示)													
	解 除																
令和 年 月 日 時 分						茨城県水防本部発表											
(本文)																	
(解説)																	

水戸土木	常陸大宮土木	常陸太田工事	大子工務	高萩工事	鉾田工事	潮来土木	竜崎工事	土浦土木	筑西土木	常総工事	境工事
茨城港湾	日立港区	大洗港区	鹿島港湾	鹿島下水	流域下水	土浦排水所					

第2節 巡視及び警戒

1 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第12章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

2 出水時

(1) 洪水

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、（125～254 ページ）に定める重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、所轄土木事務所長等及び河川等の管理者に連絡し、所轄土木事務所長等は水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第7節に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

(2) 高潮

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、所轄土木事務所長等及び海岸等の管理者に連絡し、所轄土木事務所長等は水防本部長に報告するものとする。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③海側又川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第4節 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第5節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第6節 避難のための立退き又は緊急に安全を確保すべき対応

(1) 洪水、津波又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきこと又は高所への異動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保すべきことを指示することができる。

水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

(2) 水防管理者は、避難のための立ち退き又は緊急に安全を確保すべき対応を指示した場合は、その状況を土木事務所長等に速やかに報告し、所轄土木事務所長等は水防本部長に報告するものとする。

(3) 水防管理者は、当該区域を管轄する警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

第7節 氾濫・決壊・漏水等の通報及びその後の措置

(1) 氾濫等の通報

河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者が、その管理する河川、下水道又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認める場合は、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報するものとする。

通報を受けた知事は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者、及び量水標管理者及び市町村長並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

(氾濫等の通報のうち例外的な対応をする場合)

洪水予報河川、水位周知河川では、霞堤、河岸段丘や谷地など地形的特徴から、相当に早い段階で浸水が生じる或いは氾濫が発生しても浸水範囲等が限定的な区域においては、基準水位の対象としていないことから、

これらの区域については、氾濫等の通報対象ではあるが、レベル5氾濫発生情報の発表の対象外にして、自治体と連携し個別に連絡することにより避難を呼びかける例外的な対応をする場合がある。例外的な対応を行う区域については河川管理者と水防管理者で、事前に確認して定めておくものとする。

(2) 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

通報を受けた知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

なお、河川管理者等の氾濫等の通報を受けた都道府県知事又は国土交通大臣による通知に基づき、水防管理者又は市町村長による緊急安全確保の指示があった場合は、水防管理者、水防団、消防機関又は水防協力団体は直ちに待避を行い、安全な場所で監視カメラ等により堤防、ダムその他の施設の決壊又は越水・溢水を確認できた場合のみ通報を行う。

また、暫定堤防区間における危険水位が現況堤防高から余裕高を引いた（スライドダウンを行わない）高さを原則として設定されていることから、断面不足等に起因する漏水等に関する危険情報が洪水予報や水位到達情報に反映されていない。

そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

(3) 氾濫・決壊・漏水等の通報の内容

(1)(2)の氾濫・決壊・漏水等の通報は、「氾濫・決壊・漏水等の通報に係る運用指針」を踏まえ、実施する。なお、本運用において河川管理者等は、従来の河川等の公物管理者としての役割の範囲内で把握している情報を活用して、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときにのみ通報義務が課されている。そのため、河川等の管理に必要な情報による把握を基本とし、巡視体制を増強することや新たに水位計や河川等監視カメラを設置することなどの追加的な措置の責務まで求められるものではない。また、公物管理者としての管理事務が適切に実施されていたにも関わらず、氾濫を発見できなかったのであれば、それが直ちに「通報義務を果たしていない」となるものではない。具体的には、次に示す対象施設・区域及び通報基準に対して、河川管理者等が管理事務の一環として氾濫等を発見する行為の限界と、氾濫等の通報を受けた水防関係者の処理能力の限界、災害時の処理の迅速さの観点から、予め水防協議会で協議を行い定めることが望ましい。

(ア) 河川管理者が行う氾濫等の通報

①氾濫等の通報を行う河川名、区域、通報基準、通報担当官署等

洪水予報河川			
河川名	区域	区 域	
		左 岸	右 岸
利根川水系 桜 川	区域 ①	自 土浦市田土部 629-1 至 霞ヶ浦流入点	自 つくば市栗原 325-5 至 霞ヶ浦流入点

河 川 名	区域	観測所 施設名	地先名	通報基準	関係水防 管理団体	通報担当官署
利根川水系 桜川	区域 ①	桜橋 (田土部)	土浦市 田土部	・氾濫発生水位(7.72m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより 氾濫発生を確認 ※例外的な対応をする区間について は、地元市と協議。	土浦市 つくば市 阿見町	茨城県

②氾濫等の伝達経路及び手段

水防法に基づく氾濫等の伝達経路及び手段は、104 ページのとおり。

③氾濫等の通報の発表様式

発表様式は、303～306 ページのとおり。

④国管理河川は全て対象

水 位 周 知 河 川			
河 川 名	区 域	区 域	
		左 岸	右 岸
久慈川水系 久慈川 (太子町)	区域 ②	自 太子町大字川山字滝下 1122 番 1 地先(福島県境) 至 太子町大字盛金字タテノ 1512 番 1 地先	自 太子町大字川山字見落 1047 番 11 地先(福島県境) 至 太子町大字盛金字毛ノ瀬 1718 番地先
久慈川水系 久慈川(常陸大宮市)	区域 ③	自 常陸大宮市大字盛金字東道沢口 1324 番 1 地先 至 常陸大宮市大字辰の口字堰場 2078 番地先(辰の口堰上流端)	自 常陸大宮市大字盛金字森金 1745 番地先 至 常陸大宮市大字岩崎字入ノ内下 1199 番 1 地先(辰の口堰上流端)
久慈川水系 押川	区域 ④	自 太子町大字上金沢字高平 1186 番 1 地先 (栃木県境) 至 太子町大字太子字横谷河原 777 (久慈川合流点)	自 太子町大字上金沢字入山 1180 番地先 (栃木県境) 至 太子町大字太子字小久慈 1898-12 (久慈川合流点)
久慈川水系 茂宮川	区域 ⑤	自 常陸太田市大森町字元内 1210 番 3 地先(亀作川合流点) 至 日立市久慈町 4 丁目 141 番地先 (国道 245 号)	自 常陸太田市小目町字八石田 3080 番地先(亀作川合流点) 至 日立市留町字北河原 2435 番 17 地先 (国道 245 号)
久慈川水系 里川	区域 ⑥	自 常陸太田市町屋町ヌリコ沢 1958 番 2 地先 至 常陸太田市茅根町字川原 208 番地先	自 常陸太田市西河内下町字日照田 22 番 2 地先 至 常陸太田市常福地町字堰の上 979 番 4 地 先
久慈川水系 浅川	区域 ⑦	自 常陸太田市中利員町字久根下 1630 番 5 地先(久根下橋) 至 常陸太田市中野町字駄合池 649 番地先	自 常陸太田市中利員町字慶安寺 3014 番地先(久根下橋) 至 常陸太田市中野町字丹波川原 1382 番 1 地 先(久慈川合流点)
那珂川水系 涸沼川	区域 ⑧	自 笠間市笠間 411 番 1 地先 (国道 50 号) 至 茨城町上石崎 5335 番地先 (涸沼大橋)	自 笠間市金井 61 番 1 地先 (国道 50 号) 至 茨城町海老沢 597 番 3 地先 (涸沼大橋)
利根川水系 前川	区域 ⑨	自 潮来市大洲字大洲 1633 番地先 至 潮来市潮来字大江間東 3243 番 2 地先(常陸利根川合流点)	自 潮来市曲松南 2233 番 1 地先 至 潮来市潮来字内洲 3239 番 39 地先 (常陸利根川合流点)

河 川 名	区 域	区 域	
		左 岸	右 岸
利根川水系 巴川	区域⑩	自 銚田市上富田 126 番 1 地先 (本田橋) 至 銚田市畑田 2895 番地先 (北浦流入点)	自 小美玉市下吉影 275 番 1 地先 (本田橋) 至 銚田市串挽 2838 番 3 地先 (北浦流入点)
利根川水系 五行川	区域⑪	自 筑西市落合字穴川 1288 番 1 地先 (栃木県境) 至 筑西市蕨字蕨 557 番 1 地先 (小貝川合流点)	自 筑西市樋口字粗哉田 130 番 1 地先 (栃木県境) 至 筑西市東榎生字東榎生 1194 番 2 地先 (小貝川合流点)
利根川水系 八間堀川	区域⑫	自 常総市館方字 948 番地先 (下妻市境) 至 常総市水海道橋本町字新堀南 3177 番の 1 地先 (鬼怒川合流点)	自 常総市若宮戸字 2258 番地先 (下妻市境) 至 常総市水海道橋本町新堀北 3704 番 1 地先 (鬼怒川合流点)
利根川水系 恋瀬川	区域⑬	自 かすみがうら市高倉字高倉 1750 番地先 (五輪堂橋) 至 石岡市高浜字石津 730 番 1 地先 (霞ヶ浦流入点)	自 石岡市半田字五輪堂 6 番 2 地先 (五輪堂 橋) 至 石岡市高浜字向田 1491 番 3 地先 (霞ヶ浦流入点)
2 級河川 花園川	区域⑭	自 北茨城市華川町小豆畑 18-1 (塩平橋) 至 北茨城市豊田 (大北川合流点)	自 北茨城市華川町小豆畑 21 (塩平橋) 至 北茨城市豊田 (大北川合流点)
2 級河川 大北川	区域⑮	自 北茨城市中郷町石岡 117 (孝行橋) 至 河口	自 北茨城市中郷町松井 1888-1 (孝行橋) 至 河口
2 級河川 花貫川	区域⑯	自 高萩市大字秋山 2943 番地先 (常磐自動車道) 至 河口	自 高萩市大字秋山 2944 番 2 地先 (常磐自動車道) 至 河口
2 級河川 十王川	区域⑰	自 日立市十王町友部 1796 (常磐自動車道) 至 河口	自 日立市十王町友部 1293-6 (常磐自動車道) 至 河口
2 級河川 関根川	区域⑱	自 高萩市上手綱 3395 番地先 (関根前川合流点) 至 河口	自 高萩市上手綱 600 番地先 (関根前川合流点) 至 河口

河 川 名	区域	観測所 施設名	地先名	通報基準	関係水防 管理団体	通報担当官 署
久慈川 (太子町)	区域②	下野宮	太子町下野宮	・巡視や河川監視カメラにより 氾濫発生を確認	太子町	太子工務所
		久慈川橋	太子町太子			
		下津原橋	太子町袋田			
久 慈 川 (常陸大宮市)	区域③	舟生橋	常陸大宮市 山方家和楽	・巡視や河川監視カメラにより 氾濫発生を確認	常陸大宮市	常陸大宮 土木事務所
押 川	区域④	上 岡	太子町上岡字 坂下	・巡視や河川監視カメラにより 氾濫発生を確認	太子町	太子工務所

河川名	区域	観測所 施設名	地先名	通報基準	関係水防 管理団体	通報 担当官署
茂宮川	区域 ⑤	大和田	日立市大和田 町	・巡視や河川監視カメラにより 氾濫発生を確認	日立市 常陸太田市	高萩 工事事務所
里川	区域 ⑥	町屋	常陸太田市 西河内下町	・巡視や河川監視カメラにより 氾濫発生を確認	常陸太田市	常陸太田 工事事務所
浅川	区域 ⑦	大方	常陸太田市 大方	・巡視や河川監視カメラにより 氾濫発生を確認	常陸太田市	常陸太田 工事事務所
涸沼川	区域 ⑧	間黒	笠間市 日向片庭町	・巡視や河川監視カメラにより 氾濫発生を確認	笠間市	水戸土木 事務所
		加賀田	笠間市 下加賀田			
		高橋	茨城町奥谷	・巡視や河川監視カメラにより 氾濫発生を確認	茨城町	
前川	区域 ⑨	潮来大橋 (真菰橋)	潮来市潮来	・巡視や河川監視カメラにより 氾濫発生を確認	潮来市	潮来土木 事務所
巴川	区域 ⑩	北浦橋	鉾田市串挽	・巡視や河川監視カメラにより 氾濫発生を確認	鉾田市 小美玉市	鉾田工事 事務所
五行川	区域 ⑪	桂橋	筑西市樋口	・巡視や河川監視カメラにより 氾濫発生を確認	筑西市	筑西土木 事務所
		仙在	筑西市稲野辺			
八間堀川	区域 ⑫	三坂新田	常総市 三坂新田町	・巡視や河川監視カメラにより 氾濫発生を確認	下妻市 常総市 つくばみらい市	常総工事 事務所
恋瀬川	区域 ⑬	石岡	石岡市石岡	・巡視や河川監視カメラにより 氾濫発生を確認	石岡市 かすみがうら市	土浦土木 事務所
花園川	区域 ⑭	上小津田	北茨城市 華川町上小津田	・巡視や河川監視カメラにより 氾濫発生を確認	北茨城市	高萩工事 事務所
		豊田	北茨城市 華川町白場			
大北川	区域 ⑮	石岡	北茨城市中郷 町石岡	・巡視や河川監視カメラにより 氾濫発生を確認	北茨城市	高萩工事 事務所
		磯原	北茨城市中郷 町上桜井			
花貫川	区域 ⑯	島名	高萩市島名	・巡視や河川監視カメラにより 氾濫発生を確認	高萩市 日立市	高萩工事 事務所
十王川	区域 ⑰	伊師本郷	日立市十王町 伊師本郷	・巡視や河川監視カメラにより 氾濫発生を確認	日立市	高萩工事 事務所
関根川	区域 ⑱	下手綱	高萩市高戸	・巡視や河川監視カメラにより 氾濫発生を確認	高萩市	高萩工事 事務所

⑤氾濫等の伝達経路及び手段

水防法に基づく氾濫等の伝達経路及び手段は、114～115 ページのとおり。

⑥氾濫等の通報の発表様式

発表様式は、311 ページのとおり。

⑦国管理河川は全て対象

(4) 氾濫・決壊・漏水等の通報系統

(1)(2)に反する氾濫・決壊・漏水等の通報系統は、94～115 ページのとおり。通報先の関係市町村については、河川等の管理者が氾濫（決壊又は溢流）想定地点（例えば、浸水想定区域を指定した河川については、浸水解析で設定した氾濫想定地点）ごとに氾濫水の到達が想定される市町村を整理したものや、漏水発生状況等の確認を開始する水位及び重点的に確認を行う区間を、事前に関係水防管理団体に提示することとする。なお、通報を受けた水防管理者は、(5)決壊後の措置の対応を行う必要があり、市町村長は災害対策法第60条第3項に基づき、緊急安全確保の指示ができることとなっている。

(5) 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第8節 水防配備の解除

(1) 県の非常配備の解除

水防本部長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき等、配備の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを関係機関に通知するものとする。

(2) 水防管理団体の非常配備の解除

①水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、又は高潮のおそれなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、所轄土木事務所等を通じ水防本部に報告するものとする。

②水防団及び消防団の非常配備の解除

水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第 11 章 水防信号、水防標識等

第 1 節 水防信号

茨城県水防信号等に関する規則（昭和 25 年 8 月 9 日茨城県規則第 49 条、改正昭和 40 年 8 月 16 日規則 78 号、昭和 58 年 4 月 1 日規則第 23 号）水防に用いる信号は、次のとおりとする。

- (1) 第 1 信号 警戒水位に達したことを知らせるもの
- (2) 第 2 信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- (3) 第 3 信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が、出動すべきことを知らせるもの
- (4) 第 4 信号 必要と認める区域内の居住者に、避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

水防信号（昭和 58 年 4 月 1 日規則第 23 号全改）

	警鐘信号	サイレン信号（余いん防止符）
第 1 信号	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	約 5 秒 約 5 秒 約 5 秒 約 5 秒 約 5 秒  休止  休止  休止  休止  (約 15 秒) (約 15 秒) (約 15 秒) (約 15 秒)
第 2 信号	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約 5 秒 約 5 秒 約 5 秒 約 5 秒 約 5 秒  休止  休止  休止  休止  (約 6 秒) (約 6 秒) (約 6 秒) (約 6 秒)
第 3 信号	○—○—○—○ ○—○—○—○	約 10 秒 約 10 秒 約 10 秒 約 10 秒  休止  休止  休止  (約 5 秒) (約 5 秒) (約 5 秒)
第 4 信号	乱 打	約 1 分 約 1 分 約 1 分  休止  休止  (約 5 秒) (約 5 秒)

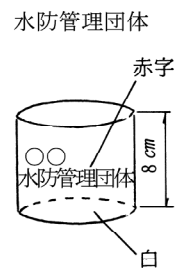
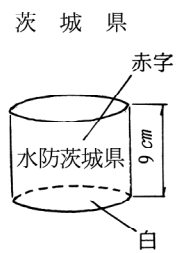
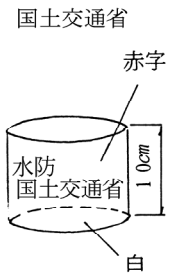
備考 1 信号は、適宜の時間継続すること。

- 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを防げない。
- 3 危険があったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第2節 水防標識

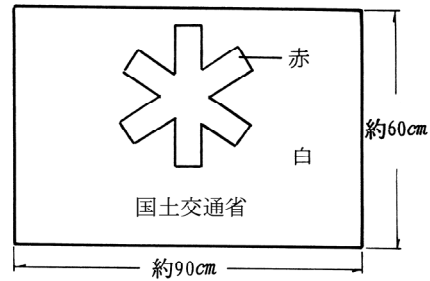
水防活動に従事する職員の腕章及び法第18条（優先通行）による車馬の標識は次のとおりとする。

1 腕 章

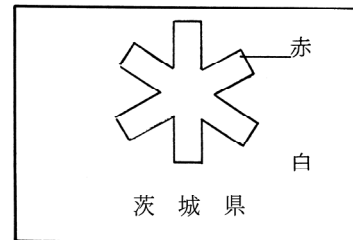


2 諸車標識旗

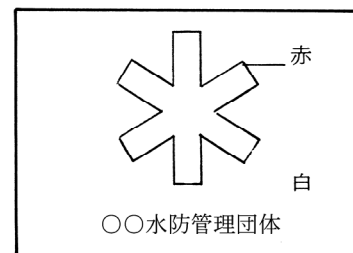
国土交通省



茨城県



水防管理団体



第3節 身分証票

1 県の職員の身分証票

水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する都道府県の職員の身分証票は次のとおりとする。

(表)

第	号	身 分 証
住	所	
氏	名	
職	名	
上記の者は、水防法第49条第1項の規定により他人の土地に立ち入ることができるものであることを証する。		
年 月 日		
茨城県知事 大井川 和彦		

(裏)

(1) 本証は水防法第49条第2項による立入証である。
(2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
(3) 記名以外の者の使用を禁ずる。
(4) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

2 水防管理団体の職員の身分証票

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、当該水防管理者が定めるものとする。

第12章 協力及び応援

第1節 河川管理者（関東地方整備局長）の協力及び援助

河川管理者関東地方整備局長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の画像等）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示及び水防管理団体等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防管理団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防管理団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第2節 河川管理者（茨城県知事）の協力及び援助

河川管理者茨城県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（川の水位など）の提供
- (2) 堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは河川管理者による関係者及び一般への周知
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防管理団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (5) 水防管理団体及び水防管理団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第3節 隣接県との協力及び相互協定

1 栃木県との協定事項

「栃木県と茨城県の水防事務の協力に関する協定（平成30年3月30日締結）」に基づき、流域がまたがる河川又は洪水等による被害が及ぶ河川（対象河川24ページ）における情報伝達方法は以下のとおりとする。

- (1) 洪水予報、水防警報は、電子メール、ファクシミリ等により伝達する。
- (2) 雨量、水位情報は、それぞれのホームページや国機関等の水防情報関係のホームページ等のいずれかに掲載するものとし、それぞれがインターネット回線を利用して容易に確認できる方法とする。
- (3) その他、水防事務で必要な情報は、情報内容を考慮し、適切な方法を用いて交換する。

2 埼玉県との協定事項

茨城県猿島郡五霞町における利根川右岸及び江戸川左岸については、利根川栗橋流域事務組合が埼玉県水防計画に基づき水防を実施するものとする。

3 千葉県との協定事項

- (1) 千葉県へ飛地となっている茨城県取手市小堀に対する水防指令通報等は、千葉県水防計画に基づき千葉県知事からの指令通報等によって水防を実施するものとする。
- (2) 茨城県へ飛地となっている千葉県香取市石納に対する水防指令通報等は、茨城県水防計画に基づき茨城県知事からの指令通報等によって水防を実施するものとする。
- (3) 利根川筋の千葉、茨城両県の飛地（千葉県香取市石納、茨城県取手市小堀）に対する水防上の指令は、次により隣接市町村を経て通報するものとする。

①水防指令を香取市石納へ連絡する場合

指令伝達通報者及び受報者	連絡電話
茨城県土木部河川課長	国土交通省専用 83-765-4490 029-301-1111(代表) 内線 4490、4480 029-301-4490 (水防担当直通) 029-301-1367 (水防本部直通)
↓	
〃 竜ヶ崎工事事務所長	(0297) 65-3411
↓	
〃 稲敷市長	(029) 892-2000
↓	
香取市消防団佐原第2支団第1分団第9部長 (石納、野間谷原)	(0478) 52-0119 (消防本部)

②水防指令を取手市小堀へ連絡する場合

指令伝達通報者及び受報者	連絡電話
千葉県県土整備部河川環境課長	国土交通省専用 83-704-7640 (043) 223-3156 ※水防担当連絡受付
↓	
〃 柏土木事務所長	(04) 7167-1201
↓	
〃 我孫子市長	(04) 7185-1111
↓	
茨城県取手市 市政協力委員 〃 小堀自主防災会会長	(昼間) (0297) 74-2141 (取手市役所安全安心対策課) (夜間) (0297) 74-0119 (取手消防署)

第4節 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた水防管理者又は市町村長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者は応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と情報共有体制等について相互に協定しておくとともに、この協定が成立したものについては、水防計画に明示するものとする。

第5節 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。その方法等については、あらかじめ当該水防管理団体の区域を管轄する警察署長と協議しておくものとする。

第6節 自衛隊の派遣要請

茨城県知事は茨城県地域防災計画による災害派遣要請計画に基づき自衛隊の派遣を要請するものとする。（「茨城県地域防災計画」自衛隊に対する災害派遣要請計画参照）

自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。

(ア) 災害の状況及び派遣要請の理由

(イ) 派遣を希望とする期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考事項

災害派遣の要請は、茨城隊区担任官である陸上自衛隊施設学校長を窓口として実施する。また、海上自衛隊及び航空自衛隊に対する災害派遣は、直接当該部隊に要請する。

(1) 要請文書のあて先

区 分	あ て 先	所 在 地
陸上自衛隊に対するもの	第 1 師 団 長	東京都練馬区北町4-1-1
航空自衛隊に対するもの	第 7 航空団司令	小美玉市百里170番地
海上自衛隊に対するもの	横須賀地方総監	神奈川県横須賀市西逸見町1丁目無番地

(2) 緊急の場合の連絡先

部 隊 名 (駐 屯 地 等 名)	連 絡 責 任 者		電 話 番 号
	課業時間内	課 業 時 間 外	
陸 上 自 衛 隊 施 設 学 校 (勝 田)	警 備 課 長	駐 屯 地 当 直 司 令	029(274)3211 内 線 230・234 時間外 302
陸上自衛隊後方支援学校武器科部 (土 浦)	総 務 課 長	駐 屯 地 当 直 司 令	029(887)1171 内 線 226、277 時間外 300・302
陸 上 自 衛 隊 第 1 施 設 団 (古 河)	第 3 科 長	施 設 団 当 直 長	0280(32)4141 内 線 231・232 時間外 631
陸 上 自 衛 隊 第 1 師 団 (練 馬)	第 3 部 長 又 は 防 衛 班 長	司 令 部 当 直 長	03(3933)1161 内 線 2230・2750 時間外 2708・2709
陸上自衛隊東部方面総監部 (朝 霞)	防 衛 部 長 (防衛課長)	運 用 係 長	048(460)1711 内 線 2250・2251 時間外 2780

部 隊 名 (駐 屯 地 等 名)	連 絡 責 任 者		電 話 番 号
	課業時間内	課 業 時 間 外	
航 空 自 衛 隊 第 7 航 空 団 (百 里)	防 衛 部 長 又 は 防 衛 班 長	基 地 当 直 幹 部	0299(52)1331 内 線 2231・2230 時間外 2215・2225
海上自衛隊横須賀地方総監部 (横 須 賀)	第 3 幕僚室長	オペレーション室 当 直 幕 僚	0468(22)3500 内 線 2213 課業外直通 0468(22)3508
海上自衛隊教育航空群司令部 (下 総)	運 用 幕 僚	群 当 直	046(822)3500 内 線 2213 時間外 2222/2223

第13章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

1 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

2 利益を受ける市町村の費用負担

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあつせんを申請することができる。

第2節 公用負担

1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記(1)から(4)（(2)における収用を除く。）の権限を行使することができる。

2 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者より交付される公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

3 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理団体の定めた公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

4 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

公 用 負 担 権 限 委 任 証

第 号

〇 〇 水 防 団 部 長

(氏 名)

上記の者に××区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。

年 月 日

水防管理者

〇 〇 市町村長

(氏 名)

㊟

公 用 負 担 命 令 書

第 号

住 所

氏 名

目 的 物

種 類

員 数

負担内容

使用、

収用、

処分

年 月 日

水防管理者

〇 〇 市町村長

(氏 名)

事務取扱者

(氏 名)

㊟

第14章 水防報告

第1節 緊急報告

水防管理者は、次の場合、速やかに（341～342 ページ）に示す様式により、水防本部長に報告するものとする。

- （1）警戒水位に達したとき、又はそれ以外の場合で水防団、消防機関が出動したとき
- （2）水防作業を開始したとき
- （3）堤防等に異常を発見したとき及びこれに関する処置を行ったとき
- （4）一般被害の生じたとき

第2節 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

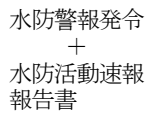
- （1）天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- （2）水防活動をした河川名・海岸名及びその箇所
- （3）警戒出動及び解散命令の時刻
- （4）水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- （5）水防作業の状況
- （6）堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- （7）使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- （8）法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- （9）応援の状況
- （10）居住者出勤の状況
- （11）警察関係の援助の状況
- （12）現場指導の官公署氏名
- （13）立退きの状況及びそれを指示した理由
- （14）水防関係者の死傷
- （15）殊勲者及びその功績
- （16）殊勲水防団とその功績
- （17）今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第3節 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を（341～342 ページ）に示す様式により、水防活動実施後2日以内に土木（工事）事務所を経由するなどして水防本部長に報告するとともに、水防本部長は当該水防管理者からの報告について国（関東地方整備局）に報告するものとする。

報 告
(規定の報告様式)

※指定区間
二級河川



※指定区間
二級河川

— 69 —

第 15 章 水防訓練

指定水防管理団体は、毎年 1 回以上なるべく出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。なお、水防作業は夜間悪天候の場合に行うことが多いので、実施に当って円滑な作業が出来るよう次の要領で十分な訓練を行うとともに、一般住民に対しても水防思想の高揚に努めるものとする。

- (1) 観測
- (2) 通報
- (3) 動員
- (4) 輸送
- (5) 工法
- (6) 樋門、角落し等の操作
- (7) 避難、立退き

非指定の水防管理団体においても、指定水防管理団体に準じて水防訓練を実施するよう努めるものとする。

また、水防管理団体が主催する水防研修や関東地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとするほか、津波避難訓練がおこなわれるときは、これに参加する。

第 16 章 浸水想定区域等における円滑迅速な避難の確保 及び浸水の防止のための措置

第 1 節 洪水・雨水出水・高潮浸水想定区域の指定状況（水防法第 14 条、第 14 条の 2、第 14 条の 3）

国土交通大臣及び茨城県知事は、想定最大降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

また、市町村長は、想定最大規模降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するものとする。

また、都道府県知事は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を法第 14 条の 3 に規定される高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

洪水・雨水出水・高潮浸水想定区域の指定及び公表状況は、(368～370 ページ) のとおりである。

第 2 節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（水防法第 15 条第 1 項）

市町村防災会議は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域ごとに、市町村地域防災計画において、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報、水位到達情報、その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水、高潮に関する情報の伝達方法
- (2) 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水、高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 洪水・雨水出水・高潮浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - ①地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ②要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - ③大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
- (5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

第 3 節 洪水・内水・高潮ハザードマップ（水防法施行規則第 11 条）

洪水・雨水出水・高潮浸水想定区域をその区域に含む市町村長は、市町村地域防災計画において定められた避難場所など、第 2 節 (1) ～ (5) に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第 8 条第 3 項に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

洪水・内水・高潮ハザードマップの公表状況は、(372～377 ページ) のとおりである。

第4節 予想される水災の危険の周知等

市町村長は、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

第5節 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等(水防法第15条の2)

法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告するものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第6節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等(水防法第15条の3)

法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市町村長に報告するものとする。

さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第7節 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等(水防法第15条の4)

法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第8節 津波災害警戒区域の指定

「津波防災地域づくりに関する法律」に則り、都道府県は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するとともに、関係市町村長に、公示された事項を記載した図書を送付することとする。

津波浸水想定区域図の公表状況は、(371 ページ) のとおりである。

第9節 市町村地域防災計画の拡充

市町村防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。①人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 ②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ③市町村が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項 ④津波災害警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地 ⑤その他、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

第10節 津波ハザードマップの作成・周知

津波災害警戒区域をその区域に含む市町村長は、市町村地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。なお、高潮についても必要な措置を講じることとする。

津波ハザードマップの公表状況は、(375 ページ)のとおりである。

第11節 避難促進施設に係る避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

- ①津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- ②津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- ③津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- ④その他、避難促進施設利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

第 17 章 水防協力団体

第 1 節 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、第 2 節に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、県及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

第 2 節 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

第 3 節 水防協力団体と水防団等の連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

第 4 節 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理団体は、水防協力団体指定要領を作成し、水防協力団体の申請があった場合は、指定要領を参考として指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるように、活動実施要領の内容を水防管理団体の水防計画に規定する。

第 18 章 水防管理団体の水防計画

第 1 節 水防管理団体の水防計画

指定水防管理団体の水防管理者は、本水防計画に応じた水防計画を定め、毎年出水期前までに、水防協議会又は市町村防災会議に諮り、知事に遅滞なく届け出るものとする。

なお、非指定水防管理団体においても、水防計画を作成しておくことが望ましい。

第 2 節 水防計画の公表

指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

第 3 節 水防協議会の設置

指定水防管理団体は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

指定水防管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、法第 34 条に定めるもののほか、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合の議決で定めるものとする。

第 4 節 水防管理団体の水防計画作成要領

水防管理団体の水防計画は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資器材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に定めるものであり、水防計画作成の手引き（水防管理団体版）を参考にして作成する。

